

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 4 ） （ 27. 1 定 ）			
日 時	平成 2 7 年 3 月 9 日（月）	開 議	午後 2 時 2 7 分
		閉 会	午後 5 時 4 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	山田委員長、北野副委員長、秋元・千葉・吹田・川畑・酒井・ 上野・山口各委員		
説 明 員	水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。安斎委員が吹田委員に、小貫委員が川畑委員に、松田委員が秋元委員に、高橋委員が千葉委員に、濱本委員が上野委員に、佐々木秩委員が山口委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○生活環境部長

いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収について報告いたします。

いなきたコミュニティセンターの使用料につきましては、指定管理者であります株式会社小樽ビル管理に徴収・収納を委託しておりますが、平成26年11月7日、市の会計課による徴収・収納委託事務検査が行われ、体育室使用料の高校生以下の区分の適用方法について、指定管理者に対し説明を求められました。

説明を求められた内容は、小樽市いなきたコミュニティセンター条例により、大人と高校生以下が一緒に使用する場合は、大人の全てが指導者又は見学者である場合のみ、高校生以下の料金を適用できることになっています。しかし、指定管理者の実際の取扱いは、大人と高校生以下の利用者の人数の多いほうの区分を適用したものであります。その後調査したところ、体育室の利用団体で、大人と高校生以下が一緒に使用する、とある武道団体が週2回定期利用しており、同じ夜間の時間帯の中で、先に高校生以下が利用し、その後大人が利用していたものですが、高校生以下の生徒が多かったため、高校生以下の区分を適用していたものであります。その使用料は、1回当たり、高校生以下では室料1,300円、冬季になりますと暖房料が加わり合計2,000円、大人では室料2,500円、冬季になりますと暖房料が加わり4,000円となります。この団体の利用実績から見ますと、1年当たり、高校生以下の区分では年間約17万円、大人区分では約34万円となります。

武道団体の代表者に対しましては、2月20日にこの経過を説明し、今後の大人料金の適用について了解をしていただくとともに、学校開放等の申込みも受け付けていることを説明したところ、4月以降は学校開放の施設を使用することとなっております。

なお、指定管理者とのこれまでの適用誤りの取扱いにつきましては、少なくとも現時点の管理者が受託した平成23年度以降に係る使用料については、その取扱いをしており、今後、契約条項や地方自治法等の法令に照らし、指定管理者側と協議いたし、詳細につきましては、判明次第、別途報告させていただきます。

このたびの報告が遅れたことにつきまして、大変申しわけなく思っており、今後、このようなことがないようにいたします。

○委員長

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収について

今、部長から御説明をいただきましたけれども、非常に簡単な説明であったと感じます。

初めに、この件につきまして、部長としてはどういう取扱いをするお考えだったのか伺います。

○生活環境部長

とりあえずは関係団体との交渉を優先させた次第でございます。先月後半に関係団体側との協議が調いまして、今後の使用について解決したところでございます。

ただ、その後につきましては、議会等への報告も含めまして、それほど大きく考えていなかったといえますか、今後、指定管理者側とどのように進めていこうかという部分を思案していたところでございます。

○秋元委員

議会に報告するまでの問題ではなかったというような話を伺いましたけれども、今日は総務部もいらっしゃいますね。そもそもコンプライアンス上など、業務事故防止の指針が以前につくられています、こういう問題が発生した場合、どのような対応をするように記載されていますでしょうか。

○総務部次長

今、業務事故防止の指針を持ち合わせていないのですが、そういった部分での指針というか、方向性というのはないと思うのですが、一般的に業務事故があった場合には、総務部に報告するような仕組みになってございます。

○秋元委員

実際に、生活環境部から総務部に連絡が行ったのはいつぐらいの話なのでしょう。

○総務部次長

そういった業務事故の場合は、職員課を経由して私どもに回ってくるのですが、今聞いたような内容での業務事故報告は、こちらとしては現時点では受けているという記録はございません。

○秋元委員

昨年11月7日に会計課による事務検査の中で指摘されたということですが、業務事故防止の指針では、業務の事故防止について、いろいろと考え方が書いてありまして、そもそも部長はこういう事故が起きないために指導する立場であると思うのですが、なぜ11月7日に会計課から指摘を受けた時点で、例えば総務部なり、自分より上の方に相談や報告をしなかったのか、その辺はいかがですか。

○生活環境部長

今回は、会計課からの指摘ではなくて、徴収・収納委託事務検査の中で、会計課から指定管理者に対して、その内容についての説明を求めた中で、その後、生活環境部の担当主幹が中に入る形で、条例上の取扱いなどを指定管理者側等も交えまして協議していた段階でございました。

コンプライアンス的な部分につきましては、今、途中でございますし、2月下旬によく団体側との話がついたという状況もございまして、まだ何ら報告をしていないという部分については、大変申しわけなく思っております。

○秋元委員

でも順番からすれば、やはり市の中で連絡なり決裁なり、例えば総務部長なり、市長、副市長の決裁を受けて上での対応になっていくのだと思いますが、それがされていなかったということで、11月7日以降、もう既に3月になりますけれども、この間、何ら総務部に話も報告もしていないという件については、非常に納得できません。本来であれば、速やかに連絡や報告をして、さまざまな指示を受けなければならない立場であったと思いますが、現状は、本日の予算特別委員会の中で、急に報告するようになったという経緯につきましても、非常に納得ができないというか、合点がいかないところです。何か隠そうとしているような意図があるのではないかと、そう感じられなくもないのですが、その辺について部長はどのように思っていますか。

○生活環境部長

議会側に対する報告が遅れたことにつきましては、大変申しわけなく思っているところですが、先ほども申しま

したとおり、これまでの経過、いつからやっていたのかなど、いろいろ古い書類を担当主幹が調べておりましたし、そういった中で最終的に、まず、定期的な利用団体でありますその武道団体との話合いといったことを優先的に考えなければならなかったという中で、ここまで時間が経過したということで御理解いただきたいと思います。

○秋元委員

何かわからないのですが、順番が違うのではないですかという話をしているのです。さまざまなミスは、どうしても起こってしまうと思いますが、そういう問題があったとして、ただ、その後の取扱いが非常に問題だと思うのです。そもそも会計課から指定管理者に連絡が行ったということですが、指定管理者から市側に対してはどのような形で、誰が報告を受けて、その後、指定管理者とどういう協議をされてきたのか伺います。

○（生活環境）浅野主幹

11月7日の事務検査ですが、これは市側も立ち会うことになっておりまして、私が立ち会っておりましたので、その時点でそういう事実がわかりました。

（「その後の指定管理者の協議というか、その話合いは」と呼ぶ者あり）

実際に区分を是正していく場合に、どのような利用者が、実際に大人と高校生以下が一緒に使っている団体で、大人の全てが指導者や見学者ではない、生徒として加わっている団体がどのくらいあるのか、たくさん利用団体があるので、それを指定管理者に確認していただきました。

○秋元委員

確認して、現状が間違っていたことがわかったのですね。今、話をいただきましたが、それがわかって、その後どういうルートで上の方に報告をして、誰の時点でとまっていたのか、その辺はどうですか。

○（生活環境）浅野主幹

定期的に週2回使っている団体があるということで、その団体に対して今後どのような対応をしていくかということで、いなきたコミュニティセンターにかわる利用できる場所がないのか、そういったものをいろいろ情報収集しまして、それで1月に部内で対応を協議いたしました。

○秋元委員

私はそういうことを言っているのではなくて、報告を求められて、間違いが見つかった時点で、指定管理者とその団体がどうするかという話の前に、まずは報告がきちんとしたルートでできたのですかということなのです。

まず、間違いが11月にわかったと。今はもう3月になってしまいましたが、その間どういう話合いをされてきたのですか。

○（生活環境）浅野主幹

先ほども申し上げましたとおり、会計課の事務検査の内容につきましては、文書で指摘された事項につきまして、11月下旬に文書でそういう指摘がありましたので、それにつきましては文書で回答をしまして、あと、この利用区分の適用誤りにつきましては、部内でまず協議して、どのような対応をしていくかを話し合いまして、それを方向づけたのが1月になってということです。

○秋元委員

問題意識といいますか、どういう問題が起きていて、どう連絡しなければならないのかということが少し欠けていると思うのです。まずは、市民の方、団体の方々に対する影響ももちろんそうですし、あとは指定管理者の方も誤解していて市の業務として適切に徴収事務がされていなかったということがあって、1月に部内で協議したということですが、ではなぜそのときに総務部なりに報告ができなかったのか、その辺はどうでしょうか。

○生活環境部長

1月に協議した段階では、まずはこれまでの経過としていつの段階からこのようになっているのか、その辺をいろいろ調べた結果について報告を受けた状況でございます。その後につきましては、総務部への報告をしていない

状況の中で、とにかく利用者側の迷惑にならないようにどのようにしたほうがいいかという協議をしていた状況でございまして、総務部等に対する報告につきましてのそごにつきましては、本当に大変申しわけなく思っているところでございます。

○総務部次長

誤解のないように少しだけ申し上げますけれども、原部・原課で起きました業務事故にはさまざまなものがあると思うのですが、その全てを総務部に報告する義務があるわけではなくて、私どもが受けているのは、主に職員に責任の所在がありまして、それが懲戒処分になるのか、至らない部分で済むのかという判断をするためということも一つあるものですから、私どもに報告をいただいている部分もあります。それ以外の部分では、今回のような事例であれば、聞いていますと、市の責任の所在がどこにあるのかということは私どもで判断はできないのですが、もしないとし、単純に指定管理者だけの責任とした場合には、その報告というのは、原部なりから市長なり副市長に報告する形になろうかとは思っています。

○秋元委員

それでは、今回の部長の対応でまずはよかったという感じで考えているのか、また、市長、副市長にはもう既に報告されているのか、その辺はどうですか。

○生活環境部長

市長、副市長に対する報告につきましては、本日したところでございます。

○秋元委員

この話は、市民の方から、急に利用料の変更があったという相談があったのです。そのこと自体が私は非常に変な話だなと。そもそもの制度が変わったのであれば別ですけれども、誤徴収があったことを議会も、市役所の中でも知らない、市長、副市長も知らない、その中で指摘されて初めてここで報告しますという話なのか、それであれば全く納得できない話なのですが、その辺はどうでしょうか。

○生活環境部長

繰り返しになりますが、今回いろいろ報告等が遅れたことについては、大変申しわけなく思っておりまして、今後、そのようなことのないようにしていきたいと思っております。

○秋元委員

何かこの場で場当たりの話になってしまいますが、今日私から話がなければ、こういう形にはなっていなかったと思うのです。結局、やはりどこかで隠そうというのがあったのかなと思うのですが、部長、今、業務事故防止の指針はないのですか。この中に決裁について記載されているところがあるのですが、次長・部長職は、「業務の概要や、各課で抱えている問題を異動後速やかに把握する」など、何項目かあるのですけれども、要するに次長・部長職が決裁をするときに注意しなければならない項目も書いてあるのです。そういうものをわかった上で今回こういう判断をした、その決裁は部長がされたということでもいいのですか。

○生活環境部長

今回の件については、現在のところ、口頭でといいますか、部内の会議の中での報告ということで、決裁というのはとってございません。

○秋元委員

総務部長に伺いますけれども、今回の対応ですが、これは適正な対応と言えるのか、総務部長も今日聞いたのかと思うのですけれども、率直にどのように感じますか。

○総務部長

今、私がここで初めて聞いて、委員から多々御指摘を受けているわけですから、適切な対応ではなかったと思っております。

○秋元委員

議会を軽視しているというふうに思うのです。これは大事な問題だと思うのです。それが市民からの声がなければ報告ができないこと自体、どういう感覚なのかと思ってしまいます。今までも事務や事業でミスをしたことはあると思いますが、その都度繰り返さないようにということで、議会の中でもいろいろと議論されてきました。また、各議員からも、いろいろな指摘もありました。それも踏まえて今があるのだと思いますが、全く生かされていない、最後は部長の勝手な判断で報告もなしに来てしまっているということは、非常に問題だと思うのです。部長もどこかで、わからなければこのままいくという考えがあったと感じざるを得ないのです。

今後、その団体の方は違う場所に移るような話をされていましたが、本当にそんな問題でいいのかという話になるのです。要するに、市のそういう徴収事務が適正にされていなかったことも、平成23年度以降は今の指定管理者が事務を行っているということですが、そもそも指定管理者の業務の引継ぎの確認は、市ではされていないのですか。

○（生活環境）浅野主幹

平成23年度の指定管理者の変更の際には、文書の引継ぎ書も残っておりまして、当時の指定管理者、それから市の職員が立ち会って引継ぎをしております。

○秋元委員

それはそのとおりだと思いますが、こういうミスが起こらないような引継ぎや担当課としてのチェック体制は、毎年度どのように行っているのですか。

○（生活環境）浅野主幹

このたびの適用の誤りにつきましては、指定管理者も、本来、条例なり規定に従って対応しますということで協定書に載っておりますが、当然、指定管理を任せる市の立場としましても、それが適正に執行されているかというのを常時チェックする役割がありますので、それを発見できなかったのは大変申しわけなく思っております。

○秋元委員

そのとおりだと思うのです。ただ、やはり後の対応が非常にまずかったと思うのです。今日は部長から答弁をいただきまして、謝罪といえますか、話もいただきましたが、市民の方も非常に不満といえますか、なぜそういうことが、2月20日に話があったということで、本来であればもっと早くいろいろな話合いもできたのだらうと思えますし、たくさんの子供がかかっているということですし、ましてや使用料が倍ぐらいになるということで、結局、いなきたコミュニティセンターを使えなくなっているのです。その辺の話というのは、もっと丁寧になければいけないと思います。

まず部長として、今後こういう問題が起こった場合には、速やかに連携をしながら、まずは報告体制なりをしつかり整えていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○生活環境部長

委員のおっしゃるとおりだと思っておりますので、今後はくれぐれも注意したいと思っております。

○秋元委員

非常に大きな問題ですので、ぜひよろしく願いいたします。

では、予定していた質問項目がありますので、割愛しながら聞かせていただきます。

◎観光地の多目的トイレについて

初めに、多目的トイレについて伺います。

観光地の多目的トイレについて、いろいろと要望なり御質問をいただいたのですが、まず運河沿い周辺の観光地の多目的トイレは現在何か所あるでしょうか。

○（生活環境）管理課長

生活環境部管理課で所管している運河周辺の公衆トイレは、第 3 号ふ頭基部に 1 か所ございます。

○（建設）用地管理課長

建設部で管理しておりますトイレは、小樽運河の散策路沿いに 2 か所ございます。

○秋元委員

多目的トイレという押さえて質問させていただきましたが、多目的トイレといいますと、障害者用、オストメイト対応トイレ、乳幼児対応トイレというようになっておりますけれども、今回、要望をいただいた件は、第 3 号ふ頭の基部のトイレの話で、高さが少し高くて使いづらいという話をいただきました。私も見に行ってきたのですが、大体 50 センチメートルぐらいの高さがあって、少しかさ上げされているようなトイレになっていまして、何か理由があるというふうに感じたのですけれども、市の多目的トイレを設置する際の基準は、どのようになっていますか。

○（建設）建築住宅課長

第 3 号ふ頭のトイレの便座の高さは、建設当時の昭和 63 年には国の基準がありませんで、便座メーカーの車椅子用の便座の仕様を参考にして、高さを設計で 48 センチメートルとしました。

○秋元委員

そのトイレは 10 センチメートルぐらい、便器よりも下がかさ上げされている形になっていましたが、それは何か特別な理由があってあのような形にされているのですか。

○（建設）建築住宅課長

当時は国の基準がなかったのですが、便座メーカーが車椅子用、当時は便座椅子用の便座の高さが今より高かったので、それで 48 センチメートルにしました。

○秋元委員

現在、そういう要望があったのですが、これまでは苦情や要望など、多目的トイレに限ったことで、そういう話はあったでしょうか、何か押さえていますか。

○（生活環境）管理課長

多目的トイレに対します苦情は、特にございません。

○（建設）用地管理課長

建設部でも、特にそういった苦情はございません。

○秋元委員

現在、便座については、国土交通省から設計の考え方が示されておりまして、それによると、大体 40 センチメートルぐらいが多目的トイレに対応する標準的な高さと考えられているという資料が出されているのです。基準がないときに設置された多目的トイレの高さは非常に使いづらいという声がありましたが、例えば障害者団体の方に話を聞いてみるという考えはありますか。

○（生活環境）管理課長

特に障害者団体の方との話し合いまでは考えておりませんが、そういう要望があれば、話は聞いてまいりたいと思います。

○秋元委員

先ほど、運河周辺には市の所管で 3 か所あるということで、私も小樽市のつくっているバリアフリーマップを見ましたが、多目的トイレが非常に少ない状況です。観光地なのでいろいろな方がいらっしゃると思うのですが、今は車椅子用トイレは結構設置されているのですが、オストメイト対応、乳幼児用対応トイレというのは、なかなか民間施設でも少ない状況に感じられますので、ぜひ小樽市で、先ほども言いましたけれども、そういう団体の方と話をする際に意見などを聞きながら、また観光地ですから、例えばどのぐらいの高さがいいのか、またトイレの広

さがどのぐらいがいいのかという一定の基準が示されていますので、ぜひ要望として、そういうことに対応したトイレを設置していただきたいと思うのですが、今後の更新の考え方について何かありましたら聞かせていただけますか。

○（生活環境）管理課長

第3号ふ頭基部のトイレは、先ほど建築住宅課長が答弁したとおり、建設時は特に基準がございませんでした。その一方で、今は国土交通省で高さの基準があるそうですので、その施設を改修する際には国の基準に従って改修されるのかとは考えております。

○秋元委員

これは要望ですが、そういうトイレを使う方が、トイレが非常に汚れているということで、注意喚起的なものを設置していただきたいという話もありました。看板ということでもいいのですが、きれいに使いましょうというような注意喚起をしていただきたいということなのです。確かに清掃が小まめにできればいいですけども、特にその方が言っていたのは、旭展望台など、あまり人が行かない場所のトイレが非常に汚れているということなので、まさかそこに毎日清掃を入れるのは少し無理だと思いますので、そういう注意喚起できるようなものを設置していただきたいという要望がありましたので、お伝えいたします。

◎市営住宅入居者の収入申告について

次に、市営住宅につきまして伺います。

まず、市営住宅入居者の収入申告の手続について、説明をいただけますか。

○（建設）越智主幹

市営住宅に入居されている方の収入申告でございますけれども、毎年7月ぐらいに入居者の方に収入申告書等の文書を送りまして、それに記入いただいて、おおむね7月末をめぐりに返信していただくように、返信用封筒を入れた形でお願いしております。

○秋元委員

小樽市営住宅条例第24条に、家賃の減免についての記載があるのですが、現在、市営住宅に住んでいる方の全世帯数と減免世帯の割合はどのぐらいでしょうか。

○（建設）越智主幹

平成25年度末の数字でございますけれども、管理戸数が3,412戸で、減免を受けられている方が280戸なので、割合でいくと8.1パーセントになっております。

○秋元委員

減免の理由については何点かあると思いますが、現在、一番多い減免の理由はどういうものですか。

○（建設）越智主幹

減免の理由としては、収入的に市営住宅の家賃を払っていくのが困難だという理由がやはり一番多くなっております。

○秋元委員

私が議員にならせていただいた最初のころに質問させていただいたのですが、平成19年に収入超過者について伺いました。当時は政令月収20万円だったのですが、それを超える世帯が141世帯で、そのうち最高月収74万円という方がいらっしゃいました。これは議会の答弁でそういうふうに伺いましたけれども、その後、その政令月収超過者の推移といいますか、どのような状況なのか、また、最高額は幾らぐらいの方でしょうか。

○（建設）越智主幹

直近の平成26年度の話をしていただきますが、収入超過者の数は159名で、その方の政令月収が45万1,338円、その方の家賃が4万2,500円となっております。

○秋元委員

以前から話をさせていただいていますが、今、45万円という方がいらっしゃるということで、一般的に考えると、市営住宅は収入が少ない方に低廉で貸すものなのに、なぜ45万円もの月収のある方が住み続けられるのかということですが、退去しない理由はどういう理由なのでしょう。

○（建設）越智主幹

お会いして実際に話を聞いているのですが、年齢的な部分でいずれ退職する予定がある、同居されている方が仕事をやめる予定である、病気になってしまって少し収入が減ってしまったのだという理由で、これから先々収入が減るという見込みがあるということで、それまで少し待って欲しくないかという話をいただくことが多いです。

○秋元委員

結構長い方だと、そういう状況が数年間続いていると思うのですが、ただ、強制退去みたいなものはないですから、無理やり出ていってもらってはなかなかできないかと思うのですが、今、市営住宅に住んでいても、非常に高齢でエレベーターのないところに住んでいる方もいらっしゃいますし、収入が少なくてもなかなか市営住宅に入れないという方もいらっしゃる中で、そういう話はどうしても納得いかないものでありますし、今後、人口減少問題などを考えていくときに、一度、市営住宅のそういう住み方といいますか、そういうものも整理しなければならないと考えますが、その中でこういう方がいらっしゃると、159名の方が政令月収を超えているということで、非常に収入の少ない方からすれば、もっと優先的に入れてあげたい方がいらっしゃると私は感じております。

◎市営住宅入居者の不在届について

最終的な結論を申し上げますが、その中で、現在は、長期間にわたるときには不在届を出すことになっていますけれども、この不在届の趣旨はどのようなものですか。

○（建設）越智主幹

不在届については、条例上、15日以上不在にするときには出してくださいという形でお願いしています。趣旨としましては、もし、その方が長い間姿が見えないということがあったときに、自治会から問い合わせ等があることもありますので、そういったときのためにお願いして出していただいている部分がございます。

○秋元委員

今回、話をいただいた市営住宅は、玄関に張り紙がしておりまして、長期間にわたって不在のために入り口の鍵がつけ替えられてしまっているという通告といたしますか、そういう張り紙をした住宅がありまして、同じ階に住んでいる方からも、たぶん何年間も帰ってきていないという話を伺ったのですが、実際に長期間にわたって不在でお会いできないような方というのは、現在どのくらいあるのですか。

○（建設）越智主幹

そのようなケースは、現在2件あると認識しております。

○秋元委員

ちなみに、何年ぐらいになるのですか。

○（建設）越智主幹

その二人についてですが、一人は平成23年ぐらいからと聞いております。もう一人は、25年ぐらいからと聞いております。

○秋元委員

2件とも入り口の鍵はつけ替えられている形になっているのですか。

○（建設）越智主幹

2件とも、先ほどの話ではないのですが、自治会等から、姿が見えないので心配だという話がありまして、やむを得ず中に入って、万が一のことがないかということを確認させていただきました。その上で、鍵が壊れてしまっ

たものですから、その鍵をつけ替えて今に至っているという経過でございます。

○秋元委員

長い方だと 3 年ぐらいたっているということで、条例も見ましたが、こういうことに対応するすべが何もないということで今のような対応をされていると思うのですが、これまでこういうような、数年にわたり長期間留守にされている方で何か解決したとか、例えば強制的に荷物を処分したような事例は過去にあるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

過去には、退去届が出ずにこういう形になっていたケースはなかったと認識しております。

○秋元委員

名前などを見ると、結構高齢の方なのかということで、周りの皆さんも心配されていて、先ほどの答弁では、部屋の中に入られたということなので亡くなっているということはないと思うのですが、今後の対応については、その後約 3 年間も留守になっているような状況で、荷物もそのままという形だと思うので、少し言い方が悪いですが、どれも占拠されているような形ですね。当然家賃も発生するわけですから、そのような家賃の収入の部分も当然入ってきていないと思うのですが、ちなみにその 3 年間でこの方が滞納されている額は幾らなのか、逆に、住んでいないけれども家賃は払われているのか、その辺はいかがですか。

○（建設）越智主幹

今、手元に数字を持ってきていないのですが、一人は家賃の滞納がない状況になっております。もう一人は滞納になっていると思われますが、金額については、今は手元に持ってきておりません。

○秋元委員

条例上の手だてがないということで、家賃を払われている方については、当然、強制的に出ていってもらう手だてはないと思うのですが、ただ、長期間家賃を滞納されて所在もつかめない方については、どういうふうに対応していくのか、今後、議論していかなければならない部分だと思うので、私も他市の状況なども勉強していきたいと思うのですが、ぜひ原課でもそういう対応の、今後のあり方について、議論していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○千葉委員

◎いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収について

本日の報告に当たっては、理事会でも話が出ていましたが、指摘を受けたからとか、質問の予定があったからということで報告をしたという感が否めないと思います。

実際に今回の使用料は、小樽市の歳入になっているということもありまして、先ほどの報告では、年間 17 万円くらい間違って徴収していたという数字が出ておりますので、数字的には小さいのですが、しっかり報告すべき事項であったと思っています。どうしてこのような事態になったのか、また、責任の所在がどこにあるのか、はっきりさせていただくことと、また、今後どうしていくのかという経緯、経過については、しっかり議会にも報告していただきたいということを要望して、私からは終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収について

今、千葉委員からもありましたが、先ほどの秋元委員と生活環境部長とのやりとりを聞いておりまして、いずれにしても、まず庁内での手続きがどうなっているのかという疑念を私も持ちました。まして、これは 11 月に発生した

事故というか、私は単純に事故とは言えないのではないかと思いますのですが、12月にも定例会がありましたし、今回の定例会までもに相当な時間があつたわけです。本来からいえば、本日の予算特別委員会の場で報告するというのではなくて、当然市長や市長部局とも相談されて、どういうふうにこのことを処理するのかということも含めて処理を決めて、その報告を定例会前の議案説明のときにでも各会派にまず報告していただく、それが普通かと私は思いました。

問題は処理の件で、今、部長からの話を聞いていると、これは単なる事故なので今後は直していけばいいのだというように伺いましたが、これはあくまで公金なのです。直接、市が徴収をしているわけではないのですが、指定管理者を通して処理しているわけです。なぜこのような過誤の徴収が起きたのかということです。平成23年度とおっしゃっていますが、それ以前にはなかったのか、前の指定管理者のときにはどのようにされていたのか、それも含めてわからないわけです。基本的には、条例でその運用について決められているわけです。その説明を指定管理者になるときに当然されたと思うのです、こういう区分についてはこれだけ取りなさいということは。説明を受けた上で、その指定管理者が恣意的にやられたのか、全くの単なるミスなのかわかりませんが、いずれにしても過誤の徴収をしたことになれば、これは指定管理者の責任になるわけです。その説明やチェックを怠っていたということであれば、これは市の責任になるのです。

いずれにしても公金ですから、公金が条例にのっとって徴収されていないわけです。そういう場合には、その責任がどこにあるのかということは、きちんと確定しなければいけないわけですし、そうした上で処理をする必要があると私は思うのですが、単なる誤解やミスで済ませていいのですか。今の処理の仕方であれば、今後直していけばいいのだと、これまでは単なるミスであつたと。どう言ったらいいのですかね、ミスというか、誰にも責任がないということになるのです。

例えば、使用者側が故意に偽りの安い使用料として申告をしていたら、使用者側に責任があるのです。そこからさかのぼって徴収しなければいけないのです。もう一つは、指定管理者側が恣意的にそれを運用したのであれば、これは条例にのっとってやっていないわけですから、指定管理者側が責任をとる必要があるわけです。行政は公金の返還を受けなければいけないのでしょから、どこに責任があつたか。

今の説明であれば、23年度からの新しい指定管理者と話をしているだけですが、いつからそういうことが発生しているのか、どこで行き違ったのかという原因も含めて解明されていないのではないですか、そうではないですか。だから、秋元委員がおっしゃるように、うやむやに処理しようとしたのではないのかという指摘が、私も聞いておまして、そういうふう処理してこれで終わりにしようと思っていらっしゃるのではないかと思います。今回の事故では、故意にやったとは誰も思わないのですが、単なる事故で済ますことができるのかということです。

その前には、11月に発生して、それを庁内で論議されなかったのはおかしいと思います。総務部も初めて聞いたとおっしゃっていますが、あり得ない話ではないですか。部長、そうではないのですか。昔の市民部の管轄だけで処理をして、こういうふうになりましたという報告を今日されたわけです。市長や総務部も今日初めて聞いたと思いますが、本日の予算特別委員会での部長の報告と処理の仕方も含めて話したと思うのですけれども、それで本当にいいのですか。庁内全体として、それはいいと。処理の仕方について、市長もこれでいいと、そういうふうにおっしゃっているのですか。どういうふう処理をしようとしているのか、もう一度しっかりと答えたいと思います。

○生活環境部長

冒頭の私の報告でも、後段について、今後、現指定管理者と契約条項あるいは地方自治法等の法令等に照らし合わせた中で、この扱いについての協議いたしますという報告を申し上げたところでございますので、今後もこの件については、指定管理者と協議していく所存でございます。

ただ、今までの、11月に説明を求められた後、まずは状況がどのようになつていて、なぜこういうことが起きた

のか、いつから起こっているのか、そういったことについての調査は私から命じていた中で、1 月下旬くらいになって、指定管理者も途中でかわったりなんなりということで、いつから始まっている状況かというのはなかなかはっきりしない中で、まず利用者に対して、当然その利用団体につきましても、その中の教室の生徒といいますか、そういった絡みもございますので、まずはそちらに対する説明を優先させた状況でございます。

先ほども申しましたとおり、今後も指定管理者側とは、この件についての協議を続けてまいりたいと思っております。

○山口委員

協議とは、どういう内容の協議をするのですか。

○生活環境部長

まさに先ほどおっしゃっていた、この間、小樽市の歳入が少なく入っていた形になりますので、その辺が主な協議の内容になるかと思えます。

○山口委員

先ほど申しましたが、責任の所在がどこにあるのかということを確認しなければいけないわけです。なぜこういう事故が、事象が起こったのか、どこに行き違いがあったのかということです。現に、入るべき公金が入らなかった部分があるというふうに理解していいのですか。それを誰が埋めるのかという話ですよ、これは。単なる過誤で済ましていいのかどうかということです。その辺についてどういうふうにお考えになっているのかを私は聞いているわけです。

先ほどの答弁では、その辺について、要するに今後は直していくけれども、過誤については協議していくとおっしゃったけれども、その協議については、今、私が申し上げているような、説明不足で市に責任があったのか、そういう認識を持っていなかったのか、基本的には条例に従って徴収しなければいけないわけです。それについては、故意でないにしても、説明を受けたけれども間違っただけで徴収していたら、基本的に指定管理者に責任があるわけですが、そうではないですか。どういうふう to それを処理するのか、そこをはっきりしてください。

○生活環境部長

今、委員がおっしゃったとおり、要するにそもそもなぜこういうことになったのかという部分が、私どもの担当者がかかわっていることもございまして、まだ少しつかみきれていない部分がございます。そういったことを勘案しながら、その責任の部分についても、今後、はっきりさせていきたいと考えております。

○山口委員

そもそもこういうことが起こるのは、指定管理者に任せたら任せっきりになっているのではないのかと思うのです。

例えば、旧小樽倉庫の観光物産プラザ、運河プラザですが、その 3 番庫については、指定管理者が観光協会になっています。毎月の使用状況と日誌をきちんと産業港湾部がチェックすることになっています。正しく徴収されているのか、使用状況がどうなっているか、そういうチェックや毎月の報告を受けることになっていると思います。

そういうことがされていないと、1 年に 1 回とかとやっていたら、基本的に公金がどういうふうに入っているのかわかりませんが、現金で毎月持ってきていただけるわけではないと思いますけれども、そこまでのチェックと言ったらおかしいけれども、していないとこういうことが起こるのだと思います。

もう一つは、平成 23 年度から新しい管理者に変わったわけですから、その前の管理者についても、ヒアリングしないといけないのではないですか。そこから起こっているのではないですか、それもまだわかっていないのですか。

○（生活環境）浅野主幹

平成 23 年度の指定管理者の前の指定管理者は、法人格を持たない任意団体で、いなきたビルのコミュニティセンターを管理するためにつくられた団体でありまして、22 年度をもって指定管理業務が終わったものですから、既に

解散している状況です。

○山口委員

けれども、代表者はいらっしゃいますよね。ヒアリングはできないのですか。

○（生活環境）浅野主幹

個人的には、まだそういう対応はしておりません。

○山口委員

何かあるということは結構あるわけですが、いずれにしても、その処理の手順が二つ間違っていると思います。

今日になって我々も報告を受けましたが、まず、庁内で、要するに総務部や市長が今日になってわかったとは何なのかということではないですか。だから、そこがまず一つ間違っていると思います。この件についてはどういうふうに処理したらいいのかということは、市長部局も含めてきちんと話をした上で、議員に報告をいただくのが筋だと先ほども申しましたが、やはりそういうことではないのですか。これからはもしこういうことがあったら、それこそきちんと手を踏んでやってください。

もう一つは、処理についてですが、今はまだ決まっていないのですね、協議をした上で決めるということですから。要するに、内容がわかっていないのですね。なぜこういうことが起こったのかわかっていないから、それを調査しないと処理の仕方がわからないという認識でいいのですか、私は、今、そういうふうに受け取りましたが。

○生活環境部長

まずはその責任の所在という法的な部分でどういうふうに解決するかという部分がまだ把握しきれていない部分がございますので、この辺は法令担当とも相談しながら進めていきたいと思っております。

○山口委員

総務部に聞きたいのですけれども、今日お聞きになったということですが、今のやりとりを聞いていて、どういう処理の仕方が適当なのかについて、何か御意見があったらおっしゃってください。

○総務部長

先ほども答弁申し上げましたが、今この場で初めて聞いておりますので、やりとりを聞いていて、ようやく事故の概要を何となくうっすら理解したかという感じでおります。感想ということでございますが、先ほど次長から、特に事故の報告についてはルール化されたものがないという答弁がございましたけれども、大体多くの場合は事故の大小にかかわらず部長から私に報告がありまして、報告があった場合については事故の適切な処理をお願いすると同時に、議会に対してはどの時期にこういった内容で報告するのかということで指示は出していたところでございます。

ただ、残念ながら今回はそういう形にはなりませんので、今、生活環境部ともしっかり話し合った上で、ルール化がされていないということであれば、事故があった場合の対応についてのルール化が必要かどうかということも改めて考え直してみたいと思っております。

○山口委員

議会は、予算特別委員会が終わって、各常任委員会をやって、あとは本会議で終わりですが、しっかり事後処理をやっていただくように私からもお願いを申し上げて、この件については終わります。

◎空き家対策について

次に、空き家対策についてですが、私は空き家の利用についてずっと議論させていただいておりましたので、それについて話をしたいと思います。

本会議での答弁もありましたけれども、予算にも計上されておりますが、空き家の調査を6年ぶりか、7年ぶりぐらいで、危険空き家だけでなく、全市的な調査をされるということを聞いておりますけれども、範囲を広げたこの目的は何ですか。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家調査の目的ですが、まずは市内の空き家の実態を調査しないと、空家特措法の中で計画をこれからつくっていくことになると思いますので、そのためにしっかりデータをそろえることが目的でございます。

○山口委員

本会議の答弁の中で、特別な部署をつくって、空き家の対策についてはそこでやっていくという答弁を得ております。今、準備をされているということで、これがどんな組織になるのかはまだ答えていただけないと思いますが、そういう部署を特別につくって何をするかということについては、もうほぼ固まっていると思うのです。それについて説明していただきたいと思います。

○総務部長

6 月に新しくできる空き家の体制についてですが、最終的にはその空き家の特措法に規定されております措置がございまして、市町村長は特定空き家、危険な空き家のことを法律では特定空家と言っておりますけれども、この危険な空き家が周辺の生活環境を保全するために必要な措置である助言や指導、勧告を行えることになっておりますので、この業務が中心になってくると思うのですが、当面は、組織ができたばかりというのは大変多くの苦情が寄せられると思っておりますので、まず業務の中心となるのは、業務量は把握できませんが、苦情への対応、所有者の調査・特定といったものがメインになってくると思っております。

また、今回、予算を計上させていただいておりますが、今の空き家の実態調査を行いますので、そういった業務を行いつつ、法で規定する必要な措置を行っていく形を今のところ考えているところでございます。

○山口委員

私の聞き方がまずかったのかと思うのですが、空き家の全戸の調査をするのであれば、危険空き家だけを抽出して調査すればいいわけです。私は、空き家利用を念頭に置いていると思っていて、それで全調査をするのでないかと思ったのです。そうでないと、範囲を広げてやる意味がないですね。私は全部を調査してほしいと思っているのですが、前にしたときには、空き家バンクを制度として発足して空き家の利用促進を図ろうということでやった部分があるのです。報告では、なかなかそれがうまくいかないということでした。空き家バンクに対する登録も今はありませんということですが、もったいないなとは思っているのです、何が問題だったのかと。空き家バンクの制度を持っている自治体はいっぱいあるのですが、結構うまくいっているところもあるのです。小樽市の場合は、なぜそれがうまくいかなかったのかということの原因について、何か御意見はありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家バンクがうまくいっていないという問題については、捉え方もあると思うのですが、今までに14件登録されまして、14件全てが成約しておりますので、そういった意味では成果は大きくはないのですけれども、それなりに制度の目的を果たしてきているとは考えてございます。

ただ、今、委員がおっしゃったように、登録件数が増えないことにつきましては、例えば窓口で不動産の流通に乗らないような家の方も結構相談にいらっしゃいますので、相談はある程度来ているのですが、登録できていないという実態もございます。

もう一つは、民間の不動産会社が中古の空き家についても一生懸命やっておられますので、そういったところでの影響もあるのかとは考えてございます。

○山口委員

今、報告いただいたように、空き家バンクが想定する空き家はどういうものかということ、基本的には不動産会社が扱わないようなレベルの空き家です。それはどういうものかということ、バス停から遠かったり、駅から遠いところだったり、山坂の上のほうだったりということだと思います。いわゆる資産的には価値がない。小樽市内の人からはほとんど需要がないということだと思います。小樽市の場合、私もそんなに調べたわけではないのですが、

チラシが結構入ってきました、不動産屋が取り扱うような物件も結構あるのです。融資についても、信金などが一生懸命に中古物件についての融資をやっているということです。そこで市場があってきちんとやられている部分があるのですが、今、お調べになって、どういうところが空き家利用の対象になるかという、基本的には小樽市内では需要がないような、無価値と言ったらおかしいけれども、そういう物件です。

そういうものは、私は外に需要があると思っているのです。空き家バンクは市内に訴求したってだめなのです。需要はどこにあるかという、外にあるわけですから。今は海外にあるかもしれません。だから、やはり外に向けて、例えば本州、大都市、それから札幌に向けて発信して、それで利用していただける仕組みをつくっていかねばいけないわけです。そういう仕組みを新たにつくった上でやらないと、これはまた同じことになってしまうと思います。

私は、前々から申し上げておりますが、札幌圏の若い人が札幌圏では収入に見合うような家を持ってないから、もし小樽でもう少し安い物件があれば、小樽で家を持って、それで小樽から札幌の職場に通いましょうという人が出てくる可能性もないことはない。ただし、それにはインセンティブが要るのではないですか。例えば改築について、市外から小樽で家を持つ人に向けて、年齢を区切ってもいいと思いますが、40歳以下などと区切っているところもありますから、小樽で持家を持って移住してくる人に対しては、一定のインセンティブを設けるべきではないですか。例えば改築について上限100万円の補助をするというところもあるわけですから、そういうことが必要ではないかと。

もう一つは、冬場はちょっとということで、山坂が多いので、夏ぐらいしか住めないというようなところもあるわけです。そこにも住んでいらっしゃる方はいるのですが、そういうところについては、例えば眺めがいいとか、自然環境が非常に恵まれているというところもあるわけですから、そういうところについては、私が前から言っているように、二地域居住のファンド形式で改築をして、オークションで売ればいいのではないかと。そういうことを仕組みとして考えたらどうかということをずっと申し上げているわけです。

今度新しく特別にそういうものに対する部署をつくるわけですから、そういうものも含めて、単に危険空き家だけを対象にして、所有者を調べで壊すか壊さないかという話だけをやるのではなく、空き家利用の側面も含めて対応できるような、私がずっと申し上げてきた今のような政策も含めてきちんと検討していただきたいし、それに対応するマンパワーも要るわけですから、そういうことも念頭に置いて、新たなそういう部署にしていきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部長

ただいま山口委員から御提言がございましたが、単なる空き家バンクという問題だけではなくて、やはり空き家を利用した定住策あるいは移住策といった、もっと大きくくりで議論していかなければいけない、もっと言いますと人口問題とかかわる話ですので、今、庁内で人口対策の検討会議を持っておりますので、そういった中で使える空き家をどう利用していくか、人間の価値観はさまざまですから、古いから使われないというわけではなくて、古民家を活用したプロジェクトも市内にあると聞いておりますので、企画政策室にはそういったところとも連携をとるようにということで指示しておりますが、広い視野を持ちながら空き家の有効活用を図っていく形で、人口対策庁内検討会議の中でも一定程度議論はさせていただきたいと思っております。

○山口委員

景観という観点からも施策としてできるのではないかと思います。例えば、ファンドでお金を集めて、二地域居住のための別荘みたいなものを考えた場合には、そういう対象物件は結構高台にあたりますから、そういうものを改築する際に、やはり景観に資するようなデザインの改築をして、小樽のまちに非常に似合う家があんな高台にあるということで話題を呼んで、それがあある意味では小樽市内の人から見れば無価値な場所にある建物でも、やはりまちの美観に資するような、そういう資源として新たに生まれ変わることもあるわけですから、また話題性

もありますよね。そういうやり方をぜひ検討していただきたいし、私も議員は今期で終わりますが、手伝えることがあると思いますので、また相談させていただきたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎子育て支援について

まず、子育て支援というか、少子化の関係で伺います。

私は、今回の一般質問でも提案したということで、5 パーセントという話をしたのですが、これは国が決断しなければ無理なことなので、地方でやったことはないのですけれども、それとは別に、今、あちらこちらの町村では、出産の祝い金的な形でさまざまな対応をされています。こういうものにつきまして、子育て支援課の関係の皆さんは、こういうものが有効だという感じで見ていらっしゃるのかどうか。

また、そういうところでは基本的に第 1 子、第 2 子、第 3 子、第 4 子の中でも、第 3 子、第 4 子に力が入っている感じですが、この辺について、そういう形をやっていることについて、どのような思惑なりを考えてやっているのかという考え方について、子育て支援課ではどのような感じで捉えているのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

出産などの祝い金の関係で、祝い金自体がほかの自治体の例などで有効かどうかといったこと、また第 3 子、第 4 子など多子世帯に対して手厚くというか、そういった面がどうかというお尋ねであると思いますが、有効性につきましては、一般的に子供を多く養育する場合につきましては、やはり経済的負担などが大きくなる面があると思います。そういった観点からは、やはり多子世帯への支援ということでもあると思いますし、また一方で、多子世帯の負担を減らすことについては、手当などを支給するほかにも費用負担を軽減するといった面もあると思っております。

また、第 3 子、第 4 子を手厚くということでございますが、今申し上げたような形で、こういった政策というのは、総体的に見ながら検討して実施をすべきものかと、そのように考えております。

○吹田委員

私は、そういう町村の関係で成功しているものにつきましては、出生数が多いとか、子供が多いということについて、祝い金や医療の関係、子ども手当など、さまざまなものを独自に進めているような感じが多く見られると思っていまして、これからは小樽も少子化対策として、そういう面に本格的に力を入れていかなければだめだろうと考えています。そういう面では、さまざまなものについて政策を打つという感じからは、まだ少し足りないのかと思ひまして、例えば、小樽市は 5 年後には今の出生数を 600 人程度から 800 人にするとか、1,000 人にするとか、10 年後には倍にするとか、15 年後には 1,500 人ぐらいにするという数値目標を立てながら、これは子育て支援課だけの問題でなくて、全体で話をしていかなければならないのですが、そういうものをしながらしっかりとした施策を打っていかなければ、とても難しそうなので、何か少しやったら効果があるかもしれないという世界ではないような話だと思うのですが、この辺のこういう考え方について、福祉部も含めて今後どういう形で捉えていくか、それについてはいかがでしょうか。

○福祉部長

今、出生数増ということでお尋ねがありましたが、小樽市が市としての目標を持つということの答弁はできませんけれども、今回、国で進めておりますまち・ひと・しごと創生長期ビジョンを見ますと、若い世代の結婚や子育ての希望がもし実現すると、日本の出生率は 1.8 程度まで向上すると見込まれると位置づけておりまして、それに向

けて努力が必要だと書かれています。その中で、例えばフランスやスウェーデンの出生率が向上した例が紹介されておりまして、家族給付あるいは出産・育児と仕事の両立の支援が成功すると出生率が上がると紹介しておりますが、一方で同じビジョンの中で、国民負担率が我が国とは違うので同一には比較できませんがということになっていて、その後で日本の中でも地域によっては出生率が向上しているところがあるという紹介をされています。

総じて言いますと、他国の国策を紹介しておいて、一方で日本の地域の努力によって出生数が向上している例があるという紹介をされていますので、我々も地域がそれぞれ努力すればよくなるというふうに考えざるを得ないのかもしれませんが、本来であればやはり国策として一律の制度を設けて、日本の出生率が向上するような方策が必要ではないかと思っているところでございます。

○吹田委員

基本的には、そういう考えで進めなければだめでないかと思います。

新しい子育て支援制度が4月から始まるのですが、この中で、今、幼稚園、認定こども園、保育所という形があるのですが、現在、幼稚園の保育料的なものにつきましては、小学校に入っている兄弟がいて2人目、3人目というときは、小学生の兄弟を含めて2人目とか3人目というカウントをします。小樽市の保育所につきましては、保育所を利用される年齢の兄弟が何人いるかで保育料の減免をするのですが、同じ家族構成の中で、そういう形でさまざまな制度があるので、この辺につきましては、どちらかにきちんと合わせるのが正しいのではないかと私は思うのですが、今後の考え方として、そういうことを検討できる状況にあるのかどうか、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

今おっしゃいました幼稚園、保育所等の兄弟のカウントの範囲などは、幼稚園は小学校3年生以下ですし、保育所は就学前でございます。そういった意味では異なっておりますが、今まではそれぞれがもともと違う制度で来ているということがございます。新制度の関係では、新制度に移行する幼稚園の保育料などにつきましては、市町村で定めるということで、これまでの保育料に類似した取扱いが導入されたりしております。今後も国はこうした面の検討などを進めていくようでありますので、国の動向を見ていく必要があると現時点では考えております。

○吹田委員

そういう面では、国の制度として全体を一つにして金太郎あめ方式でやるものと、各地域で少子化対策として独自に取り組むという独自性があるって、その地域で子育てをするかどうかの判断が出てまいりますので、そういうものについても検討が必要かと思います。

今、私は保育事業をやっているんですけど、また職員等がいるのですが、今回も保育を利用している方々が仕事の関係などで札幌に行くとか、職員も夫の仕事で札幌に行くということで、もう札幌に動くという感じで、あちらから小樽に来るという話では全くない状況でございますので、やはりそういうものについては、仕事だけの問題でなく、そういうさまざまなものについて、ぜひ小樽でという形のものができるような制度や政策をやっていただきたいと考えます。

◎除雪費の予算の組み方について

次に、除雪についてお聞きます。

そもそも除雪につきましては、当初どのような形で予算を組むのか。毎年、当初予算は9億円から10億円ぐらいで、多いときはもう少し計上していると思うのですが、どのような積算を考えてつくられているのかと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今、御質問のあった当初予算の考え方につきましては、穏やかな気象を想定した中での予算となっております。それに社会情勢の変化、人件費や電気料金の値上げ等、こういうものを加味した中で当初予算を計上しております。

○吹田委員

今回も、12月、1月ぐらいまで、少し寒いという感じの真冬日とか、降雪もあったということですが、2月にも5億円の補正予算を専決処分で組んだようになっていますけれども、この5億円については、どのような観点で組まれたのですか。

また、それについては、恐らく最後の3月、4月までの部分で必要なものということであると思うのですが、この辺についてはどのような積算なり、雪の降雪量なりを考えてつくられたのか、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

5億円の算出方法につきましては、当初予算が不足すると判断した1月21日までの実績と、それ以降は、今後もさらに穏やかに気象が推移するといった場合を想定した中で、その費用を加味した中で算出しております。

○吹田委員

今、穏やかな気象という言い方をしていますが、これはどういう意味合いのものなのでしょうか。普通、3日に1回ぐらいは雪が降るのが基本みたいなものですね。低気圧と高気圧の関係の配置基準を考えましたらそうなのですが、穏やかというのは降る回数をどの程度だと想定しているのか。また、大量に降ると1億円もかかるという話がよく出るのですが、この辺についてはどのような形が穏やかだという想定なのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

穏やかな気象というのは、数値で具体的に示すというのはなかなか困難でございます。これらについては、過去の降雪量や積雪量、気温によってかなり左右されるところでございます。これによって総合的に判断した中で、穏やかな気象を設定して、予算を決めさせていただいております。

○吹田委員

通常、1種路線と2種路線の関係が動くと思うのですが、現在は、雪が何センチメートル降ったら除雪車が動くというようになっていますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪の出動の判断でございますが、1種路線につきましては、おおむね10センチメートルの降雪が見込まれるとき、また、2種路線につきましては、15センチメートルの降雪が見込まれるときに出勤するといったことになっております。

○吹田委員

では、現在まで今年は1種路線、2種路線で10センチメートル又は15センチメートル以上降った日は何回あったと考えていますか。

○（建設）雪対策課長

今、降雪量で判断はしておりませんが、1種路線で出勤した回数で申し上げますと、21日までの段階では約19回、2種路線では約11回と押さえております。

○吹田委員

11回ですか。私は、5億円という補正予算が組まれて、これからたくさん雪が降るのかなということであったのですが、現実には、それを組んだ後は非常に穏やかな日がずっと続いていたのですけれども、補正予算を組んだ後は、10センチメートル、15センチメートルという降雪はどの程度あったと考えますか。

○（建設）雪対策課長

専決処分につきましては、2月5日にさせていただいております。

まず、気象状況を簡単に説明させていただきますが、昨年12月は、小樽において観測史上1位という、降雪量が262センチメートル、積雪量が112センチメートルを記録いたしました。その後、確かに暖気等がありましたが、2月14日の段階で、今冬の最大の積雪、積雪深140センチメートルを記録したところでございます。

基本的には、12月の雪の影響があったこともございますが、今年については暖気があるといったところで、通常の新雪除雪のほか、かなり路面が悪くなったところで不陸整正の出動が増えたところでございます。

また、5億円の補正の中では、特に幹線道路若しくは補助幹線道路は片づいたのですが、生活路線がそのまま残っておりまして、これに対してかなり早い時期に暖気が来たということで、市内全体的に盤が非常に崩れた中で、積雪が多い中で排雪が必要になったといったことで、排雪量も増えた形になりまして、それに伴って除雪が増大したと考えております。

○吹田委員

基本的に年間の除雪の関係では、3種路線の雪割りの部分的な部分の盤を出すためのものは、年に1回という予算を組んでいると考えてよろしいのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

3種路線の雪割りも含んだ形の予算は組んでおります。

○吹田委員

今、3種路線の関係はということで答弁があったのですが、私にすると、全体を見ていまして、2種路線などはそういうものをやらなくていい状況にあるかと。そうすると、その部分は、2種路線もそもそもはそういうのを1回やらなければだめだという感じで動いていたと考えていまして、予算全体から考えると、逆に言えば両方ともやらなくなったはずですから、そういう面ではその分だけは自然の力で予算が余ったのかと思うのですが、そういう見方で正しいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

基本的に、2種路線については雪割りという形ではなくて、通常どおりの除雪と排雪を行う作業でございます。3種路線につきましては、基本的に圧雪管理になっておりますので、2種路線と3種路線では作業のやり方が違ってきます。この3種路線において雪割りを行っている形にしております。

○吹田委員

私は、この5億円の予算を組んだ後、市民の皆さんと会うときには、今年は雪が降らないのでお金が余ると思うから安心してほしいとよく言ったのですが、そのようなことでありまして、なかなかそのところはうまく合わないと思うのですが、平成27年度の予算を今回組まれたのですけれども、大変何か少ない金額で、これはどういう金額で何を目指してつくったのかと思うのですけれども、いかがでしょう。

○（建設）雪対策課長

先ほども少し触れましたが、やはり穏やかな気象を想定した中で、平成26年度から27年度における単価上昇分を加味した中での予算を考えております。

○吹田委員

それは幾らで計上したのですか。

○（建設）雪対策課長

骨格予算として6,500万円を計上しております。

○吹田委員

市では穏やかな天候を考えて6,500万円という数字を出したということですが、ロードヒーティングもほっておくと2億円はかかる世界でございますので、何か穏やかなというのはよく私もわからないのですけれども、平成23年度の予算をつくるときも4,500万円で作ったはずですよ。それ以外の年は、大体9億5,000万円ぐらいで、場合によっては、今回の26年度はもう少し金額が大きいのですが、こういう形で何か予算のつくり方というのがどうも普通の状況ではないという感じがするのですけれども、財政課ではこういうのが適切だと考えて見ているのでしょうか。

○（財政）財政課長

新年度の予算についてですが、新年度は骨格予算でございまして、平成23年度も骨格予算でしたけれども、これはあくまでも4月から6月までの予算という形になっておりまして、それ以降については肉づけの中で上乗せしていく形になっておりますので、23年度は4,500万円、27年度は6,100万円になります。骨格予算の場合はそういう形で、4月、5月、6月の部分でつけさせていただいている形になっております。

それで、その9億5,000万円前後が適切かどうかというのは、いかんせん天候に左右される部分もございまして、そこはなかなか難しいところですが、あくまでも私たちとしては穏やかな気象を原部からいただきまして、それを基に予算づけをしているところでございます。

ただ、金額ありきではなくて、26年度につきましては、単純な金額ではなくて、必要な、穏やかな気象で降る雪との兼ね合いの中で、26年度は上乗せになっているところでございます。

○吹田委員

市の担当者は全て熟知していると思うのですが、平成23年度は4,500万円ぐらいですけれども、19年度のときはどうだったかという9億5,000万円で、骨格予算という形であれば19年度もそうなのですが、私が予算書を見ましたら書いてあるのですけれども、それは見間違いでしょうか。

○（財政）財政課長

委員がおっしゃるとおり、平成19年度は9億5,000万円で、4月、5月、6月ではなくて年間予算として組ませていただいております。23年度との違いといいますと、19年度につきましては、財源が非常にない中での予算組みでございましたので、そういうことも含めて年間予算で組ませていただいたと認識しております。

○吹田委員

骨格予算であれば6月までということですが、雪対策課では、年間にしたらどのくらいかかると思いますか。

6月までの骨格予算ではこういう金額ですと。それであれば、年間で見たらどの程度予算が必要かということを知りたいと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

○建設部浅沼次長

現在、骨格予算ということで6,500万円をお願いしておりますが、その後、間違いなく第2回定例会で補正にはなるのですけれども、その金額については、現在、算出中ですので、この場では答えられません。

○吹田委員

この除雪については、最近では毎年、専決処分で動いたり、また最終的には補正予算でやったりということになると思うのですが、そういう点では、何か予算のつくり方のどこかを調整するために予算があるような言い方になっているような気がしないでもないのですけれども、こういう形のやり方というのは、これ以外にも何か財政課のほうではあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

今回、除雪費を第2回定例会に送った部分につきましては、今、たまたま委員から平成19年度は普通に組んでいるという話がございましたが、実は15年度の骨格予算のときは6,900万円ぐらいで組んでおりますし、その前の11年度も骨格予算ということで、このときは額は違いますが2億5,000万円程度で組んでおりまして、骨格予算のときはそれなりに第2回定例会で肉づけしているところでございまして、特段、財源対策うんぬんという形で送っている、送っていないということではないと認識しております。

○吹田委員

私は、予算というのは想定されるもので、除雪はお金がないからやりませんというわけにいかない部分ですから、そういう点ではきちんとした予算を常に立てるのが正しいのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎建設工事の入札について

次に、建設工事の入札にかかわって伺います。

私は、先日、設定する入札予定価格について、市独自の判断で下げてはどうかということだったのですが、市ではそういうのは法律で難しいということでありました。ただ、私は、そういう積算の段階のものをどのような形で作り出すかというものがあると思うのです。私たちが自分たちの工事をするときには、設計会社に対して、さまざまなところから設計の数字をつくるための見積りをもらって、そして適切なものを、いいものを、安いものを、そこに入れてほしいと言っているのですが、市ではそういう手法で適切なそういうところのさまざまなもので購入するもの、又はそういう形で何かやるものについても、特別な入札に必要なもので見積りをとる部分があって、それをどうするかというものがあるのですけれども、その辺の手法的なものというか、そういうことに対応していらっしゃるのかどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

建築の設計金額につきましては、北海道の営繕工事標準単価を用いております、それ以外のものについては、見積りをとって算出しております。

○吹田委員

この見積りというのは、今、北海道という形で言いましたので、札幌も含めて見積りをとっていらっしゃるのかと思うのですが、北海道の単価ですから、北海道の中で動いているものについて、全体を動かすことになると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

北海道の営繕工事標準単価は、見積りとは違しまして、例えばコンクリートは1平方メートル当たり幾らという単価が決まっていますので、それを優先的に採用しまして、その単価がないものに関しては見積りをとって、それを採用して算出しております。

○吹田委員

私が今聞きたいのは、それ以外のものの見積りというのは、いいものをいかに安くそこにのせられるのかについての努力をしているかどうかを聞きたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

見積りについては、複数社からとりまして、その中の安いところを採用しております。

○吹田委員

どちらにしても、例えば定価と実際の見積の数字をつくる場合は、通常、サッシの何とかというのは定価の大体5割から6割のところの何とかとよく言われますが、そういう面では市況的なものも考えて、きちんとしたものでつくられていると考えてよろしいですか。

○（建設）建築住宅課長

見積りの価格につきましては、委員がおっしゃったように、市場の価格を調査しまして、そういった調整率を決めて算出しております。

○吹田委員

一つだけ聞きたいのですが、運河プラザの瓦の全体の修理をしたのですけれども、あれについては1平方メートル当たり1万5,000円くらいと私は見ていて前にも発言したのですが、実際に市で数字をつくった場合にどれぐらいになったのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

全体の設計金額を瓦の面積で割って算出したところ、1平方メートル当たり約5万3,000円でした。ただ、これは瓦の工事だけではありませんで、それに附帯する工事や共通費といったものも含んでおります。

○吹田委員

どちらにしましても、市が独自にやるものについては、市がさまざまに工夫して、そして適切な金額で適切な仕事をしていただくということでやると思っています、これからもその辺のところにはより配慮していただきながら、市民の税金を使うわけですからなるべくそういう形にならないように、特に子育てや高齢者の方も含めて、ほかのところにさまざまな費用がかかりますので、そういうのを捻出することも考えながら、やはりバランスのとれた工事の関係をやっていただきたいと思いますので、ぜひ今後もよろしくお願いします。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時15分

再開 午後 4 時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

○川畑委員

○既存街路防犯灯 L E D 化推進事業について

私からは、既存街路防犯灯 L E D 化推進事業について質問させていただきます。

水銀灯や白熱灯、あるいは蛍光灯を L E D 化に改良するための助成ということで、1 億4,970万円計上されていますが、これについて具体的にどのように進めていくのか、市民からいろいろな疑問がありましたので、それについて質問させていただきます。

まず、実施期間が3年間になっているのですが、1 年度分となる3分の1の選出等について説明されているのですけれども、具体的にどのような方法で周知徹底することになるのか聞かせていただきたいと思います。

○（建設）庶務課長

3 年間の助成ということで、どのように考えているかという御質問ですが、各町会の対象となる街路灯が何灯かあると思うのですがすけれども、その3分の1ずつを1 年間に実施して、それに対する助成ということで考えておりまして、周知は説明会等を開催したいと考えております。

○川畑委員

その3分の1の選出は誰がするのか、そしてどんな説明の仕方をするのかを聞かせてください。

○（建設）庶務課長

町会内の街路灯の3分の1の決め方ということだと思いますが、町会の街路灯なので、町会の状況や地理的な状況などもあると思いますので、対象となる街路灯3分の1を町会に選定していただくことになると思います。

○川畑委員

例えば、町会に50灯あったとすれば、それを3分の1ずつ、若干の誤差はあると思いますが、それらの報告の仕方や何かについて、どんな説明をしていくのですか。例えば、町会ごとに説明に行くのですか。

○（建設）庶務課長

4 月から各町会への説明会を予定してございまして、市役所本庁舎を含めて6 会場で10回の説明会を開催する予定であります。それぞれ地理的に分けさせていただいて、その中で説明会を開催したいと考えております。

○川畑委員

6 会場で10回やるとのことですが、突然行ってもどうのこうのといろいろ問題があると思うのですけれども、事前にどのような準備をさせていくつもりでいるのですか。

○（建設）庶務課長

3 月末に各町会宛てに説明会の案内を送付したいと考えております。その案内と一緒に説明会で利用します手引という形の説明資料を添付させていただいて、事前に内容を確認していただき、説明会のときにはそれを基に説明して、質問等があればそのときに受けるという流れで考えてございます。

○川畑委員

4 月からこの事業が始まると思うのですが、その場合に 6 会場で10回となると、いつからいつくらいの間をその説明の期間と考えておられますか。

○（建設）庶務課長

説明会の期間は、4 月上旬から 5 月上旬までの 1 か月間で考えてございます。

○川畑委員

結果的には 5 月までに周知徹底をして、それからかかっていくことになるのですね。

それで、助成の対象として LED に改良をするというのが一つ書いてあります。もう一つ、既存灯具の撤去も書いているのですが、これはどういうことですか。

○（建設）庶務課長

撤去の関係ですが、現在は水銀灯や白熱灯、蛍光灯がついています。それらを町会で、もし不要であるという判断をした場合には、もうつけませんということでそれを撤去することに対して助成するという内容でございます。

○川畑委員

では、今まで蛍光灯や白熱灯がついていたけれども、その部分は要らなくなったと町会で判断した場合には、それを撤去する費用の面倒を見てもらえるということになるのですか。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

この助成率は90パーセントということで、町会の皆さんから大変喜ばれていると受け止めています。それで、市が助成する 9 割の額については、町会が一時的に負担することがないようにしてほしいというのが大きな願いなのです。具体的にどんな方法を考えているのか聞かせていただけますか。

○（建設）庶務課長

以前、議会でも検討させていただくという答弁をしておりましたが、希望する町会に対しては受領委任払いができるようにさせていただきたいと思ひまして、助成金を直接施工業者に振り込むことなどを可能にしたいと考えておりまして、これで町会の負担を軽減していきたいと考えております。

○川畑委員

受領委任払いにするといった場合は、全額市が業者へ払うのですか。9 割分を払うのですか、どちらですか。

○（建設）庶務課長

助成金の総額は施工費の 9 割なので、その額を施工業者に市が振り込むということで、残りの 1 割は町会から業者に払っていただくという形でございます。

○川畑委員

その場合に、市は、その金額が何か請求書とかでわかるのですか。例えば、業者から 9 割分の請求書をもらうことになるのでしょうか。

○（建設）庶務課長

請求書自体は、全体の請求書の写しを町会から出していただくと、工事が終わった後は、市は全部の街路灯がきちんとついているかどうかのチェックをするという流れになっております。

○川畑委員

そうしたら業者からは10割の請求が回ってきて、そのうちの9割を市が払って、残り1割は町会なりで払ってもらうと、そういう形になるということですね。

○（建設）庶務課長

そのとおりでございます。

○川畑委員

完了届をすることでそうなるわけですが、方法としては、受領委任払いだけを考えているということですか。

○（建設）庶務課長

今は、受領委任払いの話をさせていただきましたが、そのほかにも方法を考えておりまして、従来は、町会が業者に支払った後で、完了届と一緒に、町会が業者に支払ったときに出していただく領収書の添付をしてくださいということで言うておりましたけれども、その領収書の添付を、その時点では添付しなくてもいいことにしたいと思っております。最終的には出していただくのですが、その時点では出していただくなくてもいいということにしますと、町会は助成金が振り込まれた後で業者に支払うことが可能になると思いますので、そういう方法も考えております。

○川畑委員

少しわかりにくかったのですが、要するに、総体で幾らかかりますという請求が町会に行きます。その請求が来たものを市に出して、市がその9割分を町会にくれるということですか。

○（建設）庶務課長

工事が終了しましたら、通常は町会が業者に全額支払うことになるのですが、以前はその領収書を添付していただいて完了届を出していただいていたのですけれども、今回は領収書の添付は後でいいですということにしまして、完了届をいただいて、市の街路灯の検査が終わりましたら、市から町会に助成金を振り込みます。その後、町会は業者にお金を払います。領収書が出てきますので、その領収書を後で提出していただく形になります。

○川畑委員

要するに、町会では1割以上の負担をすることはないという解釈でよろしいですね。

町会によっては、個数がたくさんあるところもあると思うのですが、以前から私が心配していたのは、1割負担の支払が困難な場合は、どんな方法を考えているのですか。

○（建設）庶務課長

市が9割を補助するというように考えておりますが、例えば町会が1割をどうしても支払えないということがあった場合に、金融機関と町会との関係で融資することができますかという問合せを一部の金融機関にしたところ、可能ですという回答がありましたので、そういうこともあるのかと考えております。

○川畑委員

私も金融機関にいたものですから、借りると金利がかかりますよね。例えば、水洗便所等改造資金貸付けみたく、金利を取らないで市で対応できるような方法はできないのですか。

○（建設）庶務課長

市が直接融資をするということは考えてございません。

○川畑委員

どちらにしましても、方法としてはわかりました。この後、3年間といった場合にいろいろな問題があつて、3

年間で終われないところもあると思うのですが、それらについては 3 年後の平成 29 年度以降になった場合にはどんな対応をされるのか、そういう検討はされていますか。

○（建設）庶務課長

3 年間に限定した制度ですので 3 年間で終了させていただきたいと考えておりますが、例えば 3 年の中で初年度にはできないけれども 2 年目、3 年目にはできるということがありましたら、相談に乗りたいと考えております。

○川畑委員

◎生活困窮者自立支援事業について

次に、生活困窮者自立支援事業について質問させていただきます。

昨年 9 月の予算特別委員会で、私は生活困窮者自立促進支援モデル事業について質問しました。来年度の主要施策事業として生活困窮者自立支援事業に 2,213 万 5,000 円を計上しているわけですが、この事業について質問させていただきます。

まず、予算計上に当たって、この予算計上の中身として住居確保給付金支給事業、自立相談支援事業、就労準備支援事業の三つを挙げているのですが、生活困窮者自立支援法ではほかにも事業があると思うので、それらの事業の説明をお願いします。

○（福祉）小野寺主幹

自立相談支援事業につきましては、国から示されているのは必須事業が二つと任意事業が四つありますので、その事業について説明させていただきます。

まず、必須事業の自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、抱えている問題を分析した上で解決に向けたプランを作成して、それに基づいて関係機関とも連携しながら継続的、包括的に支援を行うものです。

同じく必須事業の住居確保給付金は、離職等で住宅を失った方又は失うおそれのある生活困窮者で、一定の条件に該当する方に対して原則 3 か月、最長 9 か月間、家賃相当額を支給するものです。

次に、任意事業の就労準備支援事業ですが、これはすぐに就労が難しい方に対して日常生活自立や社会生活自立の支援を行って、就労体験などを経て一般就労に結びつけていくものです。

同じく任意事業で一時生活支援事業がございますが、これは住居のない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行うものです。

同じく任意事業で家計相談支援事業とありますが、これは家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付けのあっせんなどを行うものです。

また、任意事業で学習支援事業がございますが、これは貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子供に対する学習支援を推進するものであります。

○川畑委員

今、必須事業と任意事業に分けて説明していただきましたが、小樽市が任意事業で就労準備支援事業を選んだのはどんな理由ですか。

○（福祉）小野寺主幹

任意事業は四つありましたが、就労準備支援事業というのが最終的に就労に結びついて経済的に自立する可能性が一番高いということで、まずはこの事業を優先的に取り組むことにしたものです。

○川畑委員

運営方式について伺いますが、9 月の予算特別委員会の時点では、事業を直営にするのか委託にするのか決定していないという答弁でした。私が調査した中では、自治体直営のほかに、社会福祉協議会や社会福祉法人あるいは NPO 等の委託も可能だという記述があったように記憶しています。小樽市は 4 月からの実施に当たって、その運営方式をどのようにされるのか聞かせてください。

○（福祉）小野寺主幹

三つの事業のうち、自立相談支援事業については直営の一部委託、住居確保給付金については直営、就労準備支援事業については委託になっています。

○川畑委員

直営のみと、直営と委託の混在、委託のみとあるのですが、このように三つの運営方式が混在しているのは、ほかの自治体でも例があるのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

このような三つの運営方式の混在、特に自立相談支援事業の直営の一部委託というのは、現在わかっている限りにおいては全国的にほかに例はございません。

○川畑委員

職員の配置体制はどのようになるのか、直営とあわせてどうなるのか説明してくれますか。

○（福祉）小野寺主幹

平成27年度の体制としましては、小樽市の職員が3名、1名嘱託で2名が職員です。それで、委託業者が3名、計6名で事業に当たる予定になっています。

○川畑委員

場所は庄坊番屋の向かいのフロアが用意されているということですが、私が心配するのは、一つのフロアに市職員と委託職員が混在していて、指示・命令などという点で問題が起きてこないのかという心配があるのですけれども、その辺の対策としてはどうですか。

○（福祉）小野寺主幹

委託業者については、それぞれに総括責任者を配置していただくことになっておりまして、業務についての指示事項は総括責任者を通じて行うことになっていますので、問題が生じることはないと考えております。

○川畑委員

その辺は全く心配ないのであればいいのですが、そういう点で指示・命令が直接行う可能性があるというのが私の心配しているところなので、そういうところにはぜひ気をつけていただきたいと思います。

もう一つは、委託に係る費用の問題です。予算の全体として2,200万円ぐらいを予定しているのですが、委託にかかわる費用はどのくらいを予定しているのでしょうか。

○（福祉）小野寺主幹

委託にかかわる費用としては、1,600万円を予算計上しているところです。

○川畑委員

委託先などは決まっているのですか。どういうところなのか、もし今答えられるものであれば聞かせてください。

○（福祉）小野寺主幹

委託先については、自立相談支援事業というのが主任相談支援員と相談支援員と就労支援員に分かれていまして、そのうちの相談支援員と就労支援員が委託になっていますが、相談支援員については、現在のところ小樽市社会福祉協議会と随意契約する予定でございます。

自立相談支援事業の就労支援と、任意事業の就労準備支援事業につきましては、プロポーザルを実施しまして、ワーカーズコープが受託予定になっております。

○川畑委員

少し心配なのは、対象者の拾い出しですが、どういうふうにしてその対象者を見つけ出すのか、その辺の方法については、具体的にどんなことを考えていますか。

○（福祉）小野寺主幹

まず、この制度について、広報などを利用して市民に周知して、本人や家族からの相談を広く受け付けたいと思っています。

また、市のほかの部署で、例えば相談室に生活相談に見えたけれども生活保護申請に至らない方、あるいは公共料金を滞納している方など、生活困窮していると思われる方については、担当部署からチラシを配布していただくなど、個別にその制度について周知していただいて相談を受け付ける形にしたいと考えております。

そのほかに、市内の福祉関係機関や民生委員の方からも広く情報を受け付けながら、対象者を拾い出ししていきたいと考えております。

○川畑委員

対象者を拾い出すというのは、非常に大変だと思うのです。例えば、生活保護を受けるにも、こちらが見て受けたほうがいいのではないかと考えていても、本人がなかなかそれに対しては申出をしないという傾向も多分にあると思うのです。そういった中で、具体的にどのぐらいの相談件数を見込んでいるのか。昨年モデル事業をされていましたが、そういう中でどの程度だったのか、そういう状況について聞かせていただけますか。

○（福祉）小野寺主幹

まず、モデル事業についての実績で申し上げますと、昨年11月からモデル事業を小樽市で行っていますが、現在のところ相談件数としては8件になっています。今後の相談件数については、これは新しい制度ですので、全く予想がつかないところです。ただ、生活困窮状態にあるという方は市内にも多数いらっしゃると思いますので、相談件数が増えるように努力していきたいと考えております。

○川畑委員

市民生活を守るという意味では、大変重要な事業だと思うのです。ですから、この後も大変なことはあると思うのですが、ぜひ頑張って事業を進めていっていただきたいと思います。

◎小樽築港駅バス停の移動について

最後に、小樽築港駅バス停の移動について質問します。

小樽築港駅バス停の場所が移ったと思うのですが、JRの小樽築港駅から遠くなったということで、市民からいろいろな苦情もあるように聞いています。その辺について経過を聞かせていただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

苦情についてでございますが、昨年8月と11月に2件、市長への手紙を通じまして遠くなったことに対する苦情があったところでございます。

○川畑委員

バス停を移動しなければならなかった理由を聞かせていただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

理由についてでございますが、まず地先から強い移設要望があったと聞いております。具体的には平成23年度から25年度について苦情を伺っておりますが、それより前からバス待ち客のマナーが悪く、ごみの放置、あるいは壁に落書き、自動販売機にいたずらなどがあったほか、バスが停車しているため自宅車庫に車を入れることができないといったことなどによるものと聞いております。

○川畑委員

これは市がどうこうするというよりも、中央バスにお願いすることになると思うのですが、私としては、例えば、今、市営若竹住宅がありまして、その1階が店舗用となっているので、それを中央バスなり市が買い上げて待合所にするという方向も含めて中央バスに申し入れしてもらえないかどうか、その辺について最後に質問します。

○（生活環境）生活安全課長

中央バスとは年に三、四回、市と中央バスとの定例連絡会議を開催しておりますが、その会議の中でも、ここ数年、中央バス側からは、経営状況が厳しい中で何とか市内の路線を維持していると伺っているところであります。その中で店舗の買上げということは容易ではないのではないのかと思われませんが、これにつきましても要望があった旨を中央バスには伝えてまいりたいと思います。また、市としても今後どのようなことができるかを含めて検討してまいりたいと思います。

○北野委員

◎いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収について

冒頭報告にかかわって生活環境部に聞くのですが、昨年11月7日に指摘を受けて事実を承知しているにもかかわらず、今日までまともな対策を立てないでずるずる来たわけは何ですか。

○生活環境部次長

11月7日に会計課の事務検査に立ち会いまして、主幹から指定管理者に過去にこういうことがあったのかどうかということで調査を依頼しまして、翌年1月に定期的に使っている団体でこういう事案があったという報告を受けまして、その団体がいつから使っているのかということも調査させていただきました。その中で生活環境部としましては、まずその団体の4月以降の利用がいなきたコミュニティセンターで継続できるのかとどうかということに頭がいったしまったということで、その団体にこういう料金設定ですということを理解していただかなければならないということで、団体との交渉を優先したところでございます。

その中で、総務部側、議会側への報告が遅れたという事実が判明したというか、その点に関しては冒頭に部長からもありましたが、大変申しわけなく思っていますし、生活環境部としては、団体の4月以降の利用について優先した結果、ここまで引っ張ってしまったということで反省しているところでございます。

○北野委員

そういう利用者の便宜を図る思いやりというのは、私も大事だと思うのです。しかし、一方で、先ほど来のやりとりを聞いていれば、以前の指定管理者は任意団体だから解散してなくなっているという話だけれども、そこまでいなくても、現在契約している段階で条例に基づく料金を徴収していなかったわけですから、それについてどうするのか。遡求期間があるはずですから、それぞれの団体でどうするのか。小樽市としては、歳入に当て込んでいるわけですから、その関係でどうなるのかということはいくらでも並行してできたと思うのに、どうしてそういう単純なことが、通常こういう問題が起こればそういうことに触れて解決の方向に努力しなければならないのだけれども、そういうことがないと。どうしてそういうことがすばっと抜けていたのですか。

○生活環境部次長

繰り返しの答弁になりますが、先ほど申しましたように、その団体への対応を優先したということが第一の要因でありますし、今回そういう話を聞いたときに、なぜこういうことが起こったのかということで、指定管理者の実態といいますか、現場を見に行ったところ、条例と使っている利用実態がなかなか一致しないと言ったらおかしいのですけれども、例えば高校生が10人でバスケットをしているところに1人のOBが来たら大人料金になってしまうのです。それで、倍の料金がかかります。ただ、いなきたコミュニティセンターの使用からいって、高校生には半額で使ってもらうのが趣旨ですから、そういう利用実態なども、なかなかマッチングしないといったところで、これはあくまでも原部の推測ですが、大人か子供が多いほうを主体とした団体として利用してもらうことで料金を徴収しようという経過があったかというふうに我々自体も推測しているところがあります。いずれにしてもこれは言いわけにすぎないので、その料金について生活環境部としてどうするのかというところは、すっぱり抜けていたこと自体は本当に反省しておりますので、今後このようなことがないようにしたいと思っております。

○生活環境部長

今の行政との関係がすっぱり抜けていたという部分は、決してすっぱり抜けていたわけではなくて、部内の協議の中では業者との関係は随時話としては出ています。ただ、まずは原因が何であったのか、それと利用実態がどうだったのか、そして今使われている団体をいかに次の部分もひっくるめて、悪いのは利用団体ではないですから、我々としても、学校開放など、そういった場の情報をつかみながら、まずは利用団体側への説明を重点的にやっていました。これまではそういった状況だったということで御了解いただきたいと思います。

○北野委員

要するに、適切な料金の徴収でなかったという認識を生活環境部は持ったわけでしょう。会計課からそのことを指摘されたのだから、それをどうするのかということが本筋ですから、その対策はどのようにするのかと。だから、今聞いたら、条例と徴収の利用の実態がなかなか難しいと言うけれども、そこにそごがあれば料金徴収の方法について改善すればいいだけの話で、利用者をそれに合わせるわけにはいかないのだから、利用の実態に合わせて料金の徴収をどうするのかということを考えればいいだけの話だから、我々から言えば、何で昨年11月にわかってから何の手だてもとらないでここまで来ているのかという印象です。だから、理事会でもそのことは言ったのですが、先ほど来議論を見ていてもさっぱりわからないね。

これについて財政部は、こういう場合は原部とどういう話をするのですか。

○財政部長

本件について財政部では、この場で知ったところでございますので、本件についてはまだ話をしておりません。

○北野委員

それは、どういうことなのでしょう。調べた結果、歳入欠陥になるのであれば、遡及してでも料金を取るのか取らないのかと、そういうことになっていく問題だと思うのです。契約上はどうなっているのですか、市と契約している団体は、今、特定されているわけですから、その契約に照らしてどうなのですか。

○（生活環境）浅野主幹

市と指定管理者は、指定管理について基本協定を必ず結びます。その基本協定の中には、管理委託業務の執行に当たっては、市の条例や規則、そういったものに基づいて適切に執行するという内容になっておりますので、今回はコミュニティセンター条例の中で料金のことが決まっておりますので、その条例に従って対応していれば、このようなことはなかったと考えております。

（「そうしたら結論はどういうふうになるの。さっぱりわからないわ。」と呼ぶ者あり）

○生活環境部長

我々の今の感覚から言うと、まだ事が全部終わったとは決して思っているわけではなくて、まずは今、11月に指摘された事務検査で話があってから、確かに時間は経過しているのですが、これまでの経過等を調べるのに時間を要したと。そういった中で、今の時点では、まず実際の利用団体に対してのフォローが終わった段階だと捉えておりますので、先ほど冒頭で述べましたとおり、今後、指定管理者とそのそごの部分についてはきちんと協議していきたいと考えてございます。

○北野委員

あまりにも明白な問題なのに解決の方法がここまで長引いているのは、ちょっと納得しかねるのです、私は。そういう努力を、利用団体が引き続き利用して、かつ負担のかからない学校開放などをあつせんしながら、利用団体がこれまでどおりの活動を続けられるようにすることは大前提です。そのことと先ほど指摘していることとは別話ですから、だから料金の条例と利用の実態がなかなか判断しにくいというのであれば、その場合どうするかという対策を立てればいいだけの話であって、ちょっと納得がいかないですね。何でこんなに時間かかったのか。それで、財政部も今初めて聞いたというのでしょうか。市長にも今日報告したという話だから、何でそういうことをす

ぐにやらないのかという疑問が残っていますから、これは時間がないですから後でまた聞くことにしたいと思います。

◎小規模介護事業所に対する支援について

次に、介護保険について、医療保険部に伺います。

代表質問で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の一つである地方創生先行型で、介護報酬切下げの影響を受ける小規模の事業所に対する支援はできないかと言ったら、これについてはなじまないという答弁があったのです。本会議のやりとりの中でも、小樽市としてやる気がないのではないかといい、国は、このことを事業としてやることについては事の性格からいって否定していないと私は思うのです。どうして小樽市はなじまないのか、特定の人だけを救うのはよくないという話だけれども、そんなことは小樽市だって交付金で今までいくらでもやっていた話ですから、だから、どうしてそういうことをおっしゃるのか意味がわからないので、もう一度説明していただけないでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

今、北野委員から御質問のありました地方創生先行型の交付金につきましては、国のメニューの例などでは、創業支援や販路開発支援などが挙げられております。この交付金で実施する事業につきましては、今後、本市も策定することになります地方版総合戦略に盛り込まれていくことになります。そうした場合に、明確な評価指標を設定いたしまして、その事業効果について検証していくことになります。

今回の小規模デイサービス事業所など特定の分野に限った経営安定のための助成につきましては、こうした事業評価や検証といった対象にならないものと考えて、小樽市として交付金の趣旨にはなじまないと考えているところがあります。

○北野委員

小規模事業者の話は特定の人だからという話だけれども、小樽市として、介護保険課として報酬切下げの影響は相当出るということで本会議でも金額その他を答弁されているわけですから、こういう事業者の実態について、小樽市としては、介護保険課としては、日常的にどういう実態の掌握に努めているのですか。

○（医療保険）介護保険課長

介護保険の対象サービスの提供事業者につきましては、基本的には介護保険制度の中で介護報酬を受けて事業を行うと考えております。それぞれの事業者の経営状況につきましては、市が監督責任者となります地域密着型サービス事業者、これらについては定期的に認可の更新がありますので、その時期に合わせて経営状況を把握している状況にあります。その他の事業者につきましては、北海道が監督責任者になりますので、北海道において確認されているものと考えております。

○北野委員

だから、肝心の小樽市が掌握しなければならない、そういう小規模の事業者の経営実態について、どう考えているのか。今度の介護報酬の切下げが平均で2.27パーセントですから、もっと影響が大きいところもあると思うのです。そういう実態が4月以降どういうふうに出てくるのかということは心配されないのですか。

○（医療保険）介護保険課長

今回の介護報酬の改定に当たりましては、平均で2.27パーセントです。サービスによってはもっと大きなところも当然出てきております。そういった影響につきましては、現在、小樽市では直接金銭的な把握はしておりません。ただ、介護報酬自体が落ちるわけですから、各事業者に入る収入は確実に落ちると思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、介護保険対象サービスの提供事業者につきましては、この介護報酬を受け、事業を成り立たせていただくということが前提にあると思いますので、どの事業者も介護報酬の改定によって成り立たないということになれば、介護報酬の設定がまずいものだということにつながるかと思います。そういった場合には、介護報酬の

改定について国に要望していく必要があるかと思います。ただ、現在、事業者ごとにどの程度の影響が出てくるかということについてまでは把握していないというところです。

○北野委員

いろいろ事業が忙しくて大変だと思うのですが、これは全国的にも大問題になっていることから、実態を調べて、地方版総合戦略の中でどうするかというふうにも検討していくことになるけれども、恐らくだめだろうとあなたは勝手に判断しているけれども、きちんと俎上にのせて、市長の判断を仰ぐように努力していただきたいという要望だけはしておきます。

◎保育所における感染症対策チェックリストについて

次に、代表質問では時間がなくて確認できなかったのですが、子育てに関して、保健所の力もかりて保育所の感染症対策チェックリストを配って、その結果に関してお互いに協力し合うという答弁だったのですが、その後どうなったか、それぞれ説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

感染症に関する対策チェックリストですが、保健所から 2 月中旬にいただきまして、その後、各担当係を通じまして施設で内容についてチェックしていただくようにいたしました。その後、やはり保健所の助言などをいただいたほうがいいと考えまして、3 月上旬に保健所に知らせているところでございます。

○（保健所）山谷主幹

保健所といたしましては、子育て支援課から市の 6 保育所でのチェックリストの結果を先日いただいたところでございますので、この結果に基づきまして、どのような助言をしていく必要があるか、現在、その指導・助言を子育て支援課にお渡しできるように、検討、精査しているところでございます。

○北野委員

今の話では、明日の予算特別委員会には全然間に合わないし、うまくいっても厚生常任委員会だと。現在作業中で、どういう助言をしたらいいか検討すると言うから、もう少し時間がほしいということですね。毎年、保育施設で感染性胃腸炎の患者が発生しているわけですから、そういうことのないように、ぜひ子供を大事にするように努力していただきたいと思います。

◎石狩湾新港の北電の火力発電所に関する環境影響評価について

最後に、石狩湾新港の西地区で予定されている北電の火力発電所の環境影響評価に関して伺います。

これにかかわって、小樽市が北海道からどういう意見を求められ、どういう回答をしているか、まずそこを説明していただけますか。

○（生活環境）環境課長

環境影響評価の法による手続は、3 段階に分かれています。環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書という手続に分かれております。

この中で、環境影響評価方法書及び準備書の段階で、北海道知事が環境影響評価書の中身を審査して、意見を述べることになっております。その意見を踏まえた上で、この場合、発電所の主務大臣である経済産業大臣が勧告を出す流れになっております。それで、北海道知事が知事意見を作成する段階で、地元の市町村、今回の場合は小樽市と石狩市と札幌市に対して意見が何かありますかということで意見照会が来ております。

その中で、準備書の意見照会が北海道から平成 25 年 12 月 10 日に来ております。これについての、小樽市の意見を読み上げますが「石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価準備書に記載されている工事中、土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置を徹底し、必要に応じて適宜見直すことにより環境への影響の低減等を図ること。また、環境監視計画に沿って適切に環境監視を実施し、その結果、環境保全上特に配慮を要する事項が判明した際には、速やかに対処すること。調査、予測及び評価において、新たな知見が示された場合には、可能な限り評価書

に反映させること。なお、実際の工事及び施設の供用に際しては、特に以下の点に留意して環境への負荷の低減に努めるよう申し添えます。大気環境：発電所の供用において、燃焼器及び排煙脱硝装置等の維持管理を徹底し、窒素酸化物の排出量を適切に管理すること。騒音振動：当該地域は、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制区域ではないが、可能な範囲において周辺に配慮すること。水環境：工事中に発生する排水（濁水）を適切に処理すること。また、発電所の供用において温排水の温度管理、次亜塩素酸の濃度管理を徹底すること」という意見を述べております。

本市において環境影響評価にかかわる部分で担当している事務は、大気、騒音、振動、あと別部局になりますが、景観、これらの項目になりますので、それらについて意見を述べております。

○北野委員

たしか法では、関係自治体には方法書や準備書とか、その計画書を事業者がきちんと渡すというようになっていると思うのです。北電に聞いたら、石狩湾新港管理組合は自治体として認識していないから、管理組合には渡さないということですね。ぶんもめたのです、北電と。ですから、管理組合にも、一つの自治体なのだから関係自治体としてもらうようにと言っているのですが、小樽市はこういう分厚い冊子をそれぞれもらっているのでしょうか。それはどこに保管しているのですか。

○（生活環境）環境課長

小樽市は北電から提出を受けています。環境課と企画政策室、あと関係する部局として、今回の場合は建設部に各 1 冊ずつ渡っております。

○北野委員

あなたがないうから、おかしいと思っていたのさ。だから、もらっているわけでしょう。この中に、あなたがおっしゃった件で、基本的なことで大事なことを述べているから、それ自体の意見が不十分だなんていうことは言わないけれども、そこで意見を述べたことで具体的に心配されるようなことで、例えば小樽市の漁業協同組合に対して、温排水の問題について小樽市の漁協に説明するように言われているわけだから、それがどうなったのかということなどを追跡して、北電の火力発電所にかかわる環境への影響が最小限に食い止められるように、いろいろ調査して意見を述べる必要があると思うのですが、その追跡調査はどういうふうにやっていますか。

○（生活環境）環境課長

追跡調査ですが、まだ実際に環境影響評価書の中で、事後調査や環境調査計画、工事中もそうですけれども、実際に建ってから、各項目に対する影響を事業者みずからが調査することになっています。その報告を受けることになっていますので、それによって私たちは把握したいと思っております。

○北野委員

この冊子をもらっていないという話だったから、北電に行ってほしいと言ったら、ただではくれないのですよ。だから 6,000 円近く出して買ってきたのです。市で持っているのならコピーしてもらうのに、そのほうがずっと安いから。あなた方も、もう少し丁寧に説明してください。それだけは要望しておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎子育て世帯生活支援事業について

まず、子育て世帯生活支援事業についてお尋ねいたします。

今、小樽市では、少子化対策や人口減少対策に理事者の皆様方は非常に知恵を絞っていらっしゃると思うのですが、中松市長も率先して人口対策に取り組んでおられまして、その取り組む姿勢が表れている事業かと思ひまして、

まず内容の概要をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

子育て世帯生活支援事業ですが、これは平成27年4月1日現在に、市内に在住する18歳未満の方、1人につき4,000円分の商品券を、プレミアム商品券と同じ商品券を使うのですけれども、私どもは子育て応援商品券ということで考えておりまして、この商品券を対象者のいる世帯の世帯主に支給するといった事業でございます。

○上野委員

今、18歳以下の子供たちを対象にして世帯主に送るということでしたが、何か制限的なものは特にないのでしょうか。市内に住む18歳以下であれば、全て対象なのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

18歳未満になりますが、これは所得制限等を設けておらず、市内に在住する全ての18歳未満の方に配ることで考えております。

○上野委員

実際に世帯主宛てということですが、どのような手続を経て商品券がその世帯に届くのか、そのプロセスをお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

市の住民基本台帳で対象を拾っていきますが、これは6月中旬から下旬にかけて当該世帯主を台帳で拾い出しまして、そして簡易書留で一斉に送るということを考えております。

○上野委員

今、6月中旬ぐらいに拾い上げるということですから、実際に簡易書留で配付になるのは6月下旬から7月ぐらいになるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

7月から商品券が使えることになりますので、7月前には全部送ってしまうということで考えております。

○上野委員

では、実際対象になる小樽市内での子供の数はどれぐらいなのか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

私どもで想定しているのが、18歳未満の方で1万5,500人、世帯で言いますと9,000世帯ということで考えております。これは想定値です。

○上野委員

これからさまざまな人口対策の政策が出てくると思うのですが、まず1弾目ということで、ぜひとも速やかな配付等ができるように準備をよろしく願いいたします。

◎おたるドリームビーチについて

次に、おたるドリームビーチについてお尋ねします。

新聞等でいろいろ載っておりますが、初めに聞きたいのは、現在市内の海水浴場において、ドリームビーチは許可が1年間ということで、ほかは大体、銭函海水浴場は3か月ということですが、それ以外に許可の期間が別な許可などがあるのですか。ドリームビーチは1年で、ほかのところはみんな3か月で出しているのかどうかをお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

仮設の許可についてですが、現在、七つの海水浴場があるのですけれども、許可申請にかかわる部分についてはドリームビーチと銭函海水浴場の2件でございます。

○上野委員

ということは、銭函海水浴場は3か月で、ドリームビーチは1年だったということで、新聞の経過も含めると、今後、ドリームビーチに許可を出す場合には、銭函海水浴場と同じ3か月で出すことでよろしいのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

今までは、4月1日から3月31日までということで1年間の許可期間で出していたのですが、コンプライアンス委員会から除却期間などそういうものを見ていないのではないかとということで、必要最小限の期間で許可していこうと考えております。

○上野委員

必要最小限というのは、銭函海水浴場と同等ということでよろしいのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

銭函海水浴場は3か月になっていますが、申請者によると考えておりますので、それが3か月なのか6か月なのか、その辺は協議していきたいと思っています。

○上野委員

1年ということはないですね。

○（建設）建築指導課長

先ほども申しましたように、コンプライアンス委員会から指摘されている部分でありますので、1年というのはあり得ないということでございます。

○上野委員

ドリームビーチについては、そもそも海岸は道のもので、新聞を見ますと道は基本的に市の許可がおりなければ、その土地の占有を認めないという方向で載っておりました。ということは、最終的にドリームビーチを今後開設するかどうか、不法に置いてある海の家が撤去されなければドリームビーチは開設できないのですけれども、新聞には、この3月にも協議をするという話が載っていますが、その後の経過はどのようになっているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

北海道が許可を出すに当たって、その確認申請が出ていない、許可申請が出ていない場合においては許可しないということを言っておりますので、それは、現在、協議中でございます。

○上野委員

現在の道の姿勢としては、市が許可を出さなければ出さないわけですから、市としては、今の建物を3月までに撤去してもらう方向で動いているはずですが、新聞報道を見ますと、この3月にも組合側と協議するような話になっておりましたけれども、その経過はどのようになっていますか。

○（建設）建築指導課長

組合から協議書の申入れがありまして、その件について市としてどのように対応していくかという部分について、この定例会後に組合に対して説明していく、回答していくということで考えております。

○上野委員

新聞報道では、基本的には3月以降、占有することは認めないということでした。当然撤去されなければ、ビーチは開設されないわけであります。もう3月も半ばです。ここで速やかに、3月以降、4月に入っても撤去できない場合には、一体どのような対応をとられるのかお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

仮設の許可申請が3月31日までに除却する、これを履行されることになっておりまして、申請者に対しては指導しているわけですが、4月以降に建物が残っている場合につきましては、行政指導として除却の勧告をしていくというようなことでございます。

○上野委員

勧告のみで、それ以上の手は打たないのでしょうか。勧告をひたすらするだけでしょか。

○（建設）建築指導課長

勧告に従わなければ督促という、次のステップがございます。

○上野委員

次は督促ということでしたが、督促にも従わない場合は、どのようになるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

行政指導で除却の勧告、督促を行っていくわけですが、これらに従わなければ、建築基準法の違反措置として命令をかける、このような手法もあります。

○上野委員

命令というのは、どのような効果があるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

命令は、移転や修繕、除却といったことができるということでございます。

○上野委員

できるというのは、業者側がするのですよね。あくまでも命令をするだけで、その命令に従わない場合に、何を言いたいかという、極端に言えば、このままずっと放置されていけば、ドリームビーチは海水浴場として認可されないわけですから、7月以降は成り立たないわけであります。市として7月以降、今年のドリームビーチを海水浴場として成立させなくても、まず建物を徹底的に除去するというか一掃するという気構えがあるのかどうなのか、まずはそこをお聞かせください。

○（建設）建築指導課長

市長からも、市としての対応については何回も説明しておりますが、やはり除却しなければ許可申請を出さないと、このように言っておりますので、開設は無理なのかと思っています。

○上野委員

今、除去しなければ開設は無理だろうという御答弁をいただきました。

そこで、もう一点お尋ねしたいのですが、交通事故がありましたのでガードレールを設置するというので、こちらでも新聞報道を見ますと、6月以降に事業をしていきたいと。海開きに間に合わせるようにという形ですが、これは海開きを行うことを前提にガードレールを整備していくのか、それとも海水浴場として認められなくてもガードレールはつくるのか、そのところは一体どのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）建設事業課長

ガードレールの件につきましては、今回の違法建築物の話とは別にといいますか、開設うんぬんの話もございますが、不確定な部分も多々ございます。市道ではなかったにしろ、市が管理する道路において大変悲惨な事故が発生しまして、とうとい命が失われたわけでございますので、それらの問題とは別に、この道路の安全対策は実施してまいりたいと考えてございます。

○上野委員

実際に、不幸にもあの交通事故に遭われた方も海に行かれるときに使っております。その道路は海に行くだけの道路で、そのほかの用途がないわけであります。

今の海の件とは別にガードレールを設置するとのことですが、ガードレールを設置することは安全面からいって悪くはないと思うのですけれども、私が言いたいのは、撤去しなかったとすれば海水浴場として認められないわけですから、そもそも海開きができないかもしれない、本日は観光については所管外ですが、海水浴場として認められなければ、ドリームビーチの駐車場もたぶん開設されないであろうと思います。そんなところにガードレールを

設置して、道路だけをきれいにしても、肝心の海については海水浴場として開設できない状況もあるとなると、懸念されるのは、違法駐車が増える、あるいは違法に営業することが増える可能性です。私は少なくとも、ガードレールを設置することは間違っていないと思うのですが、海の家をどうしていくのかというところがまず先にあるべきではないかと思うのです。もう一度お尋ねしますが、4月以降、建物がそのまま残る状況にあった場合、市として、極端に言えば裁判をするなり、何かを、法的措置をとってきちんと海が開かれるように御努力をする、そういう心構えがあるのか、それとも今のおっしゃった形以外はとられないのか、道路だけはきれいにしていくのか、どういう考えをお持ちなのかお聞かせください。

○建設部西島次長

今、浜小屋につきましては、先ほど指導課長が申し上げましたとおり、現在、3月31日までに除却しなければならぬという条件を付しておりますので、その履行に向けて組合と協議を進めております。

4月以降、その浜小屋が残っていた場合にどうするかということですが、基本的には正勧告をして、とにかく除却していただくことをこれからも引き続きお願いしていかなければならないだろうと。

その先のことににつきましては、極端に言いますと強制的にどうするかということにつきましては、小樽建設管理部が土地の管理をしておりますので、そちらと協議をしながら、どういった対応がいいのかは今後詰めていきたいと思っております。

それとは別に先ほどの道路の話ですが、あくまでも歩行者の安全を確保するという意味から、ガードレールについては設置をするということで考えているものでございます。

○上野委員

歩行者の安全と言いますが、その道路の歩行者は海に行く方ですから、そうなると思った先の海が海水浴場としての安全が担保されないところで、そこに行って逆に溺れたらどうするのだと。極端な話ですが、海のことがしっかりするまでは、その道路を一時閉鎖するというのも当然考えとしてあるのではないかと。そもそも道路を閉鎖するという話もありましたが、組合がそれではどうのこうのという話があって今の状況になっていると思うのですが、海水浴場で言うならば、蘭島海水浴場においても歩道がきちんと完備されている道路かといったら、決してそういうことではないわけですし、そこだけガードレールにしても、ガードレール自体は悪いことではないので、いいことだとは思いますが、ただ、同じ建設部で浜茶屋の違法建築物の撤去などの権限があるわけですから、やはりそこにしっかりと重きを置いて、それできちんとした形でほかの海水浴場と同等に運営ができるようにまず取り組んでいかなければならないと思うわけでありすけれども、最後に部長から一言だけ、どういうふうに違法建築物の撤去を考えているのか、ドリームビーチのことをどうされていくのかお聞かせください。

○建設部長

ドリームビーチにつきましては、ずっと説明しておりますが、許可条件が履行されない限り新たな許可は出せない。これはずっとその考えでいきたいと思っております。その上で除却されなければ、それなりに我々もいろいろ案を考えながらしっかり対応していきたいと思っております。

それとは別に、歩行者の安全というのは、やはりあれだけの重大事故がありましたので、市長もぜひ確保したいということでございますので、それはまた切り離してやっていきたいというように考えております。

○上野委員

普通でしたら切り離して考えられるのですが、あの道路に関してはあくまでも海に行く道路ですから、そういう部分はやはり考えるべきではないかと思っておりますけれども、ぜひともほかの海水浴場と同等にきちんと運営されるように、今までの、先ほどのいなきたコミュニティセンターの話もありましたが、この十何年間、市が黙認してきたという事実があるわけですから、それはやはり改めていただいて、しっかりときちんとした形で運営できるように、違法建築物については法的措置をとってもやむなしという形で取り組んでいただくようによろしく願いいたします。

す。

◎除雪について

次に、除雪についてお尋ねします。

先ほど除雪については、いろいろ御説明がありました。今期は暖気があった中でも非常に雪が多かったということで、除雪されている方々には非常に大変な中で御苦労されていることと思います。

そこで 1 点、除雪とバスの運休について伺いますが、今期、私の近くでは梅源線のバスが非常に運休します。理由は道路幅が狭いということですが、そんなに狭いかというと実際にはそうでもなかったりもするのですが、バス業者でどう判断しているのかわかりませんが運休してしまいます。長橋は高齢者が非常に多いまちで、バス路線は冬季の交通には欠かせないものですが、そもそもバスが運休するのはどういう基準といたしますか、事業者が判断するのでしょうか、市にはどういう報告が入っていてバスが運休するのをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

路線バスが運休するといった要素はいろいろあるかとは思いますが、まず大きな要素としては幅員が狭い、バス同士の交差ができない、一般車両との交差ができないといったこともありますし、今年につきましては先ほど申しましたとおり暖気が非常にひどいということで、不陸が非常に発生していることも要因であるということで、バス事業者からは報告を受けております。

○上野委員

バス事業者からは、運休になる前に、幅員が狭いので何とかしていただけないかと、そういう話は特になのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

確かに、バス事業者からは大分道路幅が狭くなっているといった相談もございます。バス路線については、市民の生活の足ということで極力とめないように心がけておりますが、やはり時間的なずれといたしますか、うまくタイミングが合わなくて運休に至ったケースも今回はございました。

○上野委員

ちなみに今年は市内でどれぐらいのバスの運休があったか、調べていなければ結構ですが、もし調べていれば聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

今年につきましては、昨年末から 1 月にかけて 5 日間バスが運休したと聞いております。昨年度は 1 日でしたが、今年につきましては複数の市内路線が運休したと聞いております。

○上野委員

となりますと、やはり事業者と市との報・連・相ではないのですが、なかなかその辺がスムーズにいかなかった結果があるのかと思います。もう今は大分雪も解けていますので、これで運休というのは基本的にないとは思いますが、来シーズンに向けてもう少し事前にバス事業者といろいろな話をされるお考えはありますか。

○（建設）雪対策課長

バス事業者とは、これまでもいろいろな打合せ等をさせていただきました。また、今年においても、認識のずれといたしますか、我々からすればまだバスが通れるだろうと、路面もさほど悪くないだろうといった中で、バス事業者の判断でとめたケースもございました。場合によってはバスの担当者と、その路線においてどこが悪くて運休しているのかといった話をしながら今年も進めておりましたので、また来年においても連絡を密にしながら進めたいと思っております。

○上野委員

やはりバスがとまると非常に交通の不便な地域もありますので、何とかバス路線はしっかりと、今、事業者と担

当者が一緒に話をしながらという答弁でしたが、来シーズン以降もきちんとそういうところは詰めていただいて、その辺がうまくいかないと、おっしゃるようにタイミングが合わないとか、それは除雪に関してもたぶん言えることだと思うのです。町会の貸出しダンプの話でも、貸出しダンプを借りるタイミングと除雪のタイミングが重なってしまい、町会としては貸出しダンプの効果がなかったような話もありますので、そういうスケジューリングというもの、あるいはタイミングをぜひとも大事にいただいて、効率のいい除雪を来シーズンもよろしく願います。

○酒井委員

◎いなきたコミュニティセンター使用料の区分適用の誤りによる誤徴収について

1 点だけ確認させていただきますが、いなきたコミュニティセンター使用料の件であります。

私も本日の理事会に出まして、まず報告をきちんとしてほしいということを要望させていただいたのですが、なかなかあの説明では少しわかりづらいという認識を持ちました。

まず一つは、11月7日に会計課の徴収・収納委託事務検査で発覚したということですが、この内容についてどういう書類を見て、どういう経過で発覚したのか聞かせてもらえますか。

○（生活環境）浅野主幹

検査の方法としては、いなきたコミュニティセンターを利用するときには、事前に利用申込書を書いて出しますが、そのときの利用人数に大人何人、子供何人と書いて出します。そのときに、いなきたコミュニティセンターが高校生以下の料金を適用する場合には、高校生以下の料金ということでスタンプを押すという仕組みになっているのですが、会計課の事務検査のときに、大人何人、子供何人と書かれているので、高校生以下の料金の適用方法はどのようにしていますかということで指定管理者が質問を受けまして、それで実際に担当している職員が人数の多いほうの区分で対応していますと答えたことによって、実際の条例と異なる取扱いをしていることが判明したということです。

○酒井委員

理事会でも申し上げましたが、これがいつから行われていたのか、なぜこういうことになったのかということをしつかりと、先ほど協議という言葉が使われていましたけれども、まず調査だと思うのです。原因がはっきりしないと対策もできませんので、まずはしっかりと調査をしていただいて、確かに時間がかかっているという印象は受けますが、まずは調査をしつかりしていただいて、今後の対策をしつかりやっていっていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。